

---

令和4年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和4年6月14日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和4年6月14日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案質疑(議案第39号、議案第35号)  
日程第3 議案の委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案質疑(議案第39号、議案第35号)  
日程第3 議案の委員会付託
- 

出席議員(14名)

1番 榎藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。6番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 改めまして、おはようございます。6番、佐藤裕宣。議長の許可をいただきましたので、通告書どおりに一般質問を行います。

4月の市議会議員選挙で2期目の当選をさせていただきました。今後ともよろしくお願いをいたします。

さて、その選挙の際に、私は後援会のリーフレットにも記載しておりますが、「1期4年の経験を生かしながら、うきは市の抱える様々な課題に取り組んでまいります」と市民の皆様へ約束

をいたしました。うきは市の抱える課題、喫緊の大きな課題として、ごみ処理の問題と上水道問題があります。これについては、議会でも特別委員会を設置することが本定例会初日に議決されましたので、そちらのほうで同僚議員の皆様とともにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますが、そのほかに、今、私が最も気になるといいますか、うきは市にとって大事な事案だと思うことについて3項目質問をさせていただきます。

まず1項目め、旧東校跡地活用についてでございます。旧東校は、平成24年に市が6,664万円で県からの購入により取得、市有財産となり、そして3年前の令和元年9月によりやく売却のための公募を行いました。頂いた資料には、周辺地域と調和した良好な住環境をつくることを目的に、民間事業者の柔軟な発想、企画による戸建て住宅用分譲地や共同住宅用地などの住宅用地として活用する事業提案を募り、公募型プロポーザル方式により業者を選定しますとあり、当時の執行部の説明、また市長からも、その居住者として今年度から久留米・うきは工業団地で稼働を開始された資生堂の従業員の皆さんに入居していただくといった旨のお話があったと記憶をいたしております。

また、最低売却価格は、現在の評価額の8,110万円に設定。プロポーザル審査が元年の11月中旬、候補者決定の後、11月下旬には仮売買契約締結、12月下旬に本売買契約締結。近隣の住民の皆さんには説明済み。そこまで具体的な私たちへの説明がありながら、結果、入札不調に終わりました。言い方は悪いですが、後はなしのつぶてで3年が経過しようとしています。もし仮に当初の説明どおりに、資生堂の従業員の皆さんの受入住居として活用できれば、人口増にもつながりますし固定資産税の増収も見込めます。それだけの資産価値があるこの土地をいつまで放置、塩漬けにするのでしょうか。

そこで質問です。

今後、この旧東校跡地をどのように活用していこうというお考えなのか。2点目に、いつ頃までといった計画はあるのか。

以上、2点お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、旧浮羽東高等学校跡地活用について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、どういった活用を考えているのかという御質問でありました。

令和元年9月に、住宅用地等として活用する事業提案を募り、プロポーザル方式で事業者を選定することとしておりましたが、結果的に不調に終わりました。要因としましては、グラウンド部分に遺構があるため、開発の際には本調査が必要であること及び応募期間が1か月では短かったことなどが考えられます。

うきは市では、久留米・うきは工業団地に株式会社筑水キャニコム、株式会社平野屋物産、中山リサイクル産業株式会社が進出し、さらには久留米市側になりますが、株式会社資生堂においては先月26日から本格稼働しているところでございます。今後、久留米・うきは工業団地をはじめ、うきは市及びその近郊に勤務する方々の住まいをいかに市内に確保するかが大きな課題になると考えておりますので、旧浮羽東高等学校跡地につきましては、企業誘致等ということもあるかもしれませんが、できれば住宅用地を基本に活用を図っていききたいと、このように考えております。

2点目は、具体の計画はあるのかという御質問でありました。

旧浮羽東高等学校東側付近では、梅雨時期になりますと、山曾谷川の越水により周辺住宅に被害が発生しております。山曾谷川は県営河川であるため、市としましては従前から福岡県に強く河川改修をお願いしていたところでありますが、昨年度ようやく福岡県久留米県土整備事務所が、山曾谷川付近の調査を行っていただくことができました。今後、河川改修に向けた協議が進められる予定であり、場合によっては旧浮羽東高等学校跡地が河川拡幅用地として利用されることも考えられます。河川改修の協議内容を注視しながら、可能な限り速やかに住宅用地を基本とした、公募等による売却を進めていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今、2点目の答弁の中で、山曾谷川河川改修のお話がありましたけども、これまでに説明を受けた記憶がございません。この河川改修のことで、その工事がいつ頃までに終わるのか、そういった見通しも含めたところの説明を、時間の関係もありますので簡潔に御説明願えませんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） おはようございます。建設課、石井でございます。

山曾谷川の改修の関係の御質問でございます。

先ほど市長が答弁いたしましたように、県のほうで昨年調査をいたしております。概略の検討ということでございまして、実は本年度、事業化に向けた検討に入っております。ただし周辺で言いますと、すぐ西側に大谷川が、同じような県営河川がございますけれども、あちらのほうの改修も今進めておりまして、実はあちらが平成8年からやっておりますけれども、まだ現在も事業進行中でございます。

この山曾谷川も同じく県営河川になりますので、事業化の検討を本年度と来年度、順調に進めば、詳細設計が令和4年から6年にできるのかなというふうに考えておりますけれども、いずれ

にしても県の事業化が大前提でございますので、市としてはできるだけ速やかに、ここ数年、道路冠水の被害が連続して発生をしておりますので、そういった防災の観点からも事業化に向けてはスピード感を持って進めていきたいと思っておりますけれども、詳細設計に入る、いわゆるルートのなものが出るのは令和6年以降になるのではないかというふうなところで考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいまの説明をお聞きしますと、これ改修工事がいつになるか分からない。6年から設計に入る。それだったら、それこそ具体的なものになるのがいつになるか分からないという気がいたしております。改修工事がいつになるか分からない。だからその間、固定資産税が見込まれる資産価値のある土地を放置するということでしょうか。それは、うきは市の財政にとって大きな損失になるというふうに言わざるを得ません。

それから、山曾谷川の件ですけれども、たしか熊懐議員が以前、東校跡地について一般質問されたときに、そういう話は全く出てきませんでしたし、その後においても、先ほど言ったとおり、市民の代表たる我々議員に対して何の説明もありませんでした。もし仮に、山曾谷川の河川改修に利用されることが東校跡地売却のネックになっていたとしたならばですよ、もっと早くに説明をいただきたいかったというのが今の私の思いでございます。申し訳ないですが、この問題を先送りするための言い訳にしかすぎないというふうに思います。

それから、先ほど市長が、その協議等を注視しながらとおっしゃいましたけれども、漠然とし過ぎています。いつまで協議を注視するのか、協議が進まなかったらどうするのか。河川改修に利用される部分を除いて売却を進めるということではできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私も市政運営を担わせていただいて、間もなく10年を迎えます。就任早々から、この浮羽東高等学校跡地の利活用については集中的に取り組んでまいりました。御案内ではないかもしれませんが、議員御指摘のように、国道210号に接してる、面積も3.6というか、切り上げれば3.7ヘクタールの広大な優良な土地であります。いろんな活用をさせていただいて、今まで医療機関の建設、あるいは附帯として看護専門学校をあそこで作りたいという話もありました。あるときは、大学の分校的な施設として使わせてもらえないかというふうなお話もありました。さらには今の東校校舎を――耐震化が必要なんです、利活用して国内有数のイベント施設として活用させてもらえないかと、様々な提案があったんですが、先方の都合でなかなか成約まで至っておりません。

そういうことで、加えまして今回、久留米・うきは工業団地、そしてそこに吉本工業団地等、工業団地が集積しているわけでございますが、その隣接地に位置するこの浮羽東高等学校跡地の

利活用というのは、大きな可能性も秘めていますし、大きな課題であると、このように認識をしております。できれば住宅用地というふうに答弁させていただきましたが、今日現在、今日現在というか、先日も福岡県庁に参りまして、企業誘致の話なんかもさせていただいているところでありまして。河川改修の話もあるんですけれども、並行しながらこの用途を広げて、利活用について、今、取組をさせていただいているところでございます。

したがって、あれだけの優良な土地でありますので、いろんな話が来て現実的な話になってくれば、また議会の皆さんとも協議をしながら、そして河川改修とも、将来の河川改修も見据えながら並行的に進めるということも考えられるのではないかと、このように認識をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） じゃあ、また先ほどは住宅用地ということですね。今は、まだそれは決まっていないと、いろんな用途を考えているところだというような答弁でございましたが。私は、やはりもう元年の9月ですかね、そういうふうにしっかりと方向性を決めて、資生堂の従業員の皆さんに入居していただくと、そういう方向を決めてプロポーザルまで行っているんですから、あまりどういうふうなこと、どうのこうのというふうに迷うよりも、そういったところをもう1点に絞って、私はそういった住居のための売却を進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとすみません、まだあります。先ほどの質問で、河川改修に関わらないところは除いて、そういった売却というのは考えておられないのか、できないのかというところの答弁も併せてお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの私の答弁の真意が伝わってないようでございますが、今回の浮羽東高等学校跡地の利活用については、外からの申入れと我々の発信と2つあります。先ほど申し上げたのは、外からの申入れについて今までの過去の経緯とか今の気持ちの話をしているところであります。

御存じのように、今、我が国は失われた30年といいますか、経済成長が止まっておって賃金もかなり伸びてない。そんな中、サプライチェーンのマネジメントの在り方、そして最近の円安ということで、いわゆる一頃、製造業が全部海外に出たのが、いわゆる国内回帰が進んでいる等々、いろんな条件があります。したがって、外からですね、我々も今まで国とか県の機関に、この東校跡地の利活用についてずっとセールスをしてきておりますので、外から申出があったときの話について申し上げたわけでありまして。

仮に、それがなければ、我々が内なる仕掛けということでプロポーザルを仕掛けていかなくち

やいけない。そこは、できれば住宅用地として仕掛けていきたいと、こういうことで答弁させて  
いただいているわけですから、議員が指摘するように、山曾谷川が河川改修ができないと一切何  
もこの用地について考えないと、この処分について考えないということではないということをも  
申し上げたかったことでもありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） お聞きしますが、今現在そういった、ここを使いたいとかいうで  
すね、外からの、市長さっき申されましたけど、そういった話は来ておられるんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 現時点では来ておりません。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 過去に来てたからといって、今、来てもない話を、そういった形  
で両面からというよりも、やはり私は当初の目的どおり、あそこを資生堂の、資生堂以外でもで  
すね、住まわれる方の住居としてやはり開発をするべきだというふうに思っております。

それで、先ほどプロポーザルが不調に終わった原因として、公募の期間が短かったであるとか、  
遺跡ですか、そういったのが原因であると言われましたけども、それ以外に何か原因というか、  
そういったのはなかったのか、そういった分析はできているのか、お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、こちらから仕掛けてこの用地を処分しようとしたときには  
プロポーザルでやらせていただくんですが、そこにはしっかりしたやっぱり将来計画を示さない  
と、応募する方がやっぱり不安に思われると思う。そういう中で、山曾谷川の話をさせていただ  
いております。そして、そのほかの要件については土地計画準備課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

市長答弁にありましたように、埋蔵文化財が一部にあるため、場合によっては本調査を要する  
というところが、まずグラウンド側になります。また、既存の建物を解体したときに、一応、試  
掘調査をさせていただくことになっております。そのときに、万が一また遺構が見つければ調査  
になるというところで、その場合は事業者側がその費用を負担しなければならないという条件が  
ございます。

それと、先ほど山曾谷川の改修の話がありましたけれども、将来的にその改修が計画されてお  
るというところも、一応条件の1つになっております。

あと、開発するに当たり、冠水等の水害等を発生させないような措置を講じることとか、そう  
いう条件がついておりましたために不調に終わったのではないかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいま答弁をいただきましたけども、私が聞いた話ですけども、最低売却価格の8,110万円に加えて校舎の解体費用、文化財の発掘調査の費用など、経費がかかり過ぎると。それから、いろいろと制約、今、課長がおっしゃられました条件がある中で、あれだけの面積の土地を分譲するにはリスクが高過ぎる。その辺りも応募がなかった原因として挙げられるのではないかなと思います。仮にそうであるならば、校舎の解体、発掘調査、宅地造成まで市が行って、面積が広過ぎるというのであれば、区画割りをした上で売却を行えばいいのではないのでしょうか。制約とか条件については業者と協議すればいいし、かかった費用についてはある程度売却価格に転嫁すればいい。ある程度と付け足したのは、私は別にこの東校跡地の売却で利益を出す必要はないと思うからでございます。

もっと言えば、少しぐらいの損があってもいい。なぜなら、売却して、そこに家が建って人が住めば人口が増えるからでございます、市の自主財源である固定資産税が毎年入ってくるからでございます。今のまま放置するだけでは維持管理費がかかるだけで、何も生み出せません。

先ほどから固定資産税のことを申し上げておりますが、仮に東校跡地が住宅地になって固定資産税が入ってくることになった場合、年間どれくらいの金額になるといった試算はされておりますでしょうか。されているのであれば教えてください。もちろん正確には無理でしょうから、ざっくりとで構いません。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 都市計画準備課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） まず、この地区、エリアが3万6,498平米ございまして、近隣の固定資産税の平米単価が1万1,000円を切るぐらいになっております。ですので、評価額が単純に掛けますと3億9,000万円を超える金額。で、なかなか住宅用地の計算が難しいものですから、一応非住宅用地として、今、現況の税額を一応試算しております。課税標準額を求めまして固定資産税1.4%掛けますと、約385万円の年税額になります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） すみません、市に入ってくる固定資産税というのは大体どのぐらいか、ちょっと具体的な金額をもう一回すみません、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 先ほど、評価額3億9,000万円を超えるというところを説明いたしました。それから課税標準額というのを求めます。評価額の約7割が課税標準額になります。2億7,500万円ぐらいですかね。その税額1.4%になりますので385万円の



土地のみの固定資産税ですね、年税額になります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） そこに住宅地ができて人が住めば、まださらにその固定資産税額というのは上がるという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 都市計画準備課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 住宅が建ちますと土地の課税標準額は下がりますけれども、家屋のまた評価が出てきますので、税額は上がるのではないかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。ざっと400万円以上、そういったところかと思っています。そういった額が、1年間遅れるごとに、ここの開発が遅れるごとに、うきは市にそれだけの損失を与えるということだと思います。そのぐらいの気持ちを持って仕事に当たっていただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、もうちょっと言いたいことがありますけども次に移らせていただきます。

気になること、大事だと思うことの2項目め、一般選挙投票率の低下についてでございます。

このことについては、ちょうど4年前、私が市議会議員に初当選した平成30年の6月議会で一般質問をさせていただきました。そのときの選挙の投票率が59.11%、平成18年に行われた最初の市議会議員選挙の投票率は約80%でしたが、回を重ねるごと、4年ごとに下がり、ついには60%を割り込む事態に危機感を覚えたからでございます。そのときの答弁で、市長は私と同じく危機感を持っていると答弁をされました。あれから4年、先日行われました市議会議員選挙の投票率は、市長が危機感を持っておられたにもかかわらず、前回をも下回る53.6%、前回から約6%低下していますので、このまま行きますと4年後は50%を確実に下回るものと予想します。現に吉井町においてですが、今回50%を下回る校区が複数区出ています。こういった事態を踏まえ、あえて4年前と同じ質問をいたします。市長は、この投票率が毎年低下していくことについてどう思われるか、見解を伺います。

2点目、3点目も、4年前と同じ質問です。選挙は民主主義の基盤をなすものであります。有権者一人一人が政治や選挙に十分な関心を持ち、自分の1票を進んで投票することが重要で、そのためには選挙のときだけではなく、常日頃からあらゆる機会を通じて政治、選挙に対する市民の意識の醸成、向上を図っていくことが大切だということは、4年前にも申し上げました。選挙啓発については、選挙管理委員会の所管事項でありますのでとの市長答弁もありましたが、この問題は選管を含む行政だけではなくて、議会としても市民の皆様やいろんな団体、若い世代との

意見交換の中で政治に関心を持っていただく努力をしていかなければならない、行政と議会が一体となって取り組むべき課題だというふうに私の中では捉えています。目前に迫った参議院議員選挙は無理としても、2年後の市長選挙は今より少しでも市民の皆さんに関心を持っていただいて、投票率が上がることを期待しています。投票率向上のための市としての取組について伺います。

3点目、市長選挙や市議会議員選挙は、年代別の投票率は示されませんが、国政選挙においては年代別の投票率が示されます。過去の国政選挙の年代別投票率を見てみますと、10代から30代、若年層の投票率が低いという結果が出ています。理由としては、政治や選挙に関心がないといったことが挙げられるのではないかと思います。これはやはり学校教育において政治や選挙の仕組みを教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせるといったことが十分になされていないのではないのでしょうか。子供たちに対する主権者教育の重要性について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、一般選挙投票率の低下について、大きく3つの御質問をいただきました。まず、1点目と2点目については私から答弁をして、3点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、投票率の低下についての御質問であります。議員も御承知のとおり、選挙における投票率は全国的に低下をしております。市民の方に最も身近な選挙であります市議会議員一般選挙につきましても、選挙が行われるたびに投票率が低下をしている状況であります。このような現状につきましては、大きな課題として受け止めております。若年層の投票率につきましては、特に低い状況にあります。特に、高校を卒業して県内外の大学・専門学校等に進学をしていると推測をできる年齢であります19歳、さらには20歳代全般において、全世代の合計と比較しても、投票率が低い状況となっております。

令和元年の第25回参議院議員通常選挙後に実施されました18歳から24歳までの若年層に対する意識調査では、投票に行かなかった理由としては、「面倒だったから」が最も多く、次いで「選挙にあまり関心がなかったから」、「どの政党や候補者に投票すべきか分からなかったから」などが挙げられており、選挙への関心のなさに大きな原因があるかと受け止めております。

2点目の投票率向上のための市の取組についての御質問であります。基本的には選挙管理委員会の所管事項でありますので、私から言うべきことではございませんが、選挙管理委員会事務局からの情報として申し上げます。

投票率向上へ向けた取組の現状でございますが、選挙啓発といたしまして、防災行政無線及び

広報車による投票の呼びかけ、市ホームページや公式LINEの活用や懸垂幕、のぼり旗等の掲示などを行っております。啓発の在り方につきましては、若い有権者の投票率や政治意識の状況等を踏まえれば、未来を担う若者に対する主権者教育をいかに進めるか、いかに意識を高めていくかが極めて重要になろうかと考えられます。

主権者教育の考えられる方向性といたしまして、平成29年に総務省において開かれた「主権者教育の推進に関する有識者会議」において、「身近な問題から社会問題まで、年代や環境に応じた題材により、考える力、判断する力、行動していく力を醸成する多様な取組が求められる」となっており、選挙管理委員会及び教育委員会が連携を取り、政治参加意識の向上をするための取組を今後一層推進していくことが必要であります。

選挙管理委員会における若い有権者に対する取組としては、18歳を迎える新有権者に対し、選挙啓発リーフレット及びチラシの配布を行っております。また、18歳のみならず、若年層への啓発活動の一環として、各自治協議会に対しまして、若年層の投票立会人の推薦依頼をいただいております。自ら投票立会人になることで、選挙を身近に感じてもらい、若年層の投票率向上につなげていきたいと考えております。今後も引き続き、こうした啓発活動を行っていくとともに、他市町村の取組事例等も参考に、投票率向上に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点目の主権者教育の重要性についての御質問でございますが、小・中学校における主権者教育は大変重要な取組であり、教育課程全体を通じた指導の充実が求められております。

令和3年3月に、国の主権者教育推進会議が取りまとめた「今後の主権者教育の推進に向けて」の最終報告の中で、3つの観点为例示されております。

1点目は、児童・生徒が社会で起きている事柄に興味・関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を培う観点から、学校の所在地や自分たちの住む市区町村の政治・経済並びに地方自治など地域の関係機関と連携した学習を充実すること。

2点目は、社会で起きている事柄について、実感を持って考えさせる観点から、現実の具体的な事象を取り上げたり討論したりすることを通して、多面的・多角的に考えさせること。

3点目は、児童・生徒が学校生活の充実と向上に主体的に参画することを促す観点からの児童会活動、生徒会活動やボランティア活動などの取組を充実することです。

うきは市内の特色ある取組としましては、例えば1点目については、子ども未来学部の鷹取登山、壱岐島体験、子ども議会による壱岐市とうきは市を対比した学習。

2点目につきましては、本年度から取り組んでおります新聞を学校で教材として活用し、社会

に対する興味や関心の幅を広げるN I E教育。

3点目については、スマホ等の使い方やいじめをテーマとした市内全小・中学校が参加する児童会・生徒会の合同会議などが挙げられます。

今後も、主権者教育推進のために、さらに創意工夫した取組を実践してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今回の市議会議員選挙で、市民団体の方々が自発的に「どげんね！選挙」という活動を主催してくださいました。ホームページを立ち上げて、チラシ等も相当枚数作成して、手間も時間もお金も結構かかったのではないかと思います。頭の下がる思いですが、本来こういった投票率向上のための取組はどこがすべきなのでしょう、お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく願いいたします。

まず、選挙に対する啓発の主体ということになりますけれども、もちろん選挙管理委員会、こちらのほうが選挙に関する啓発というものを行う基本であると思っております。

今回、議員が今お話がございました、市民団体のほうでそういった啓発活動をしていただけたということについては、非常に感謝しております。私どもとしても、引き続きそういったこと連携できることは連携しなければならないと思いますし、まずは基本としまして選挙啓発の公平、それから中立公正を守りつつ、どういったサポートができるのか、できないのかというところを見極めていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。

今年度の当初予算では5,753万1,000円の選挙費が計上されております。選挙啓発費は、その中の33万1,000円。さらに、その中から18万円が政治学級報償金として計上されております、残りの15万円は消耗品費や印刷製本費。市長が危機感を持っておられる投票率の低下に歯止めをかけるための、これ予算がどこにあるのか分かりません。市民団体の方に今後のことを尋ねましたら、本来は選管なり行政がやるべきことでしょうと。やるべきところがやらないから、自分たちの仕事もある中で、今回は私たちがやりましたとの答えが返ってまいりました。本来は行政がやるべきですけども、何らかの理由でやれないとしたなら、選挙ですので中立公正の条件はあるでしょうが、少なくとも今後こういう民間の取組に対しての助成はやはりしていく

べきではないかなというふうに思います。

それから、やるべきところがやらないからと市民団体が取り組まれた今回の活動については、先ほどありましたけども、課長の答弁の中でありましたけども、やはりこういったところと、自分たちがやれないのならですね、一体となって、今後やはりこういった方たちの思いとか行動を無にしないために、一過性のものにしないために、やはり一体となって取り組んでいってほしいと思います。対応をよろしくお願いいたします。

それから、時間がないので3点目の教育長に対する質問でございます。4年前の質問で、私は、せっかく選挙の機会があるのに、なぜその機会をなくすのかと。今は取りやめた小学校児童の役員選挙についてお尋ねをいたしました。

私が初めて選挙に触れたといいますか、経験したのは小学生のときでございました。学級委員の選挙だったと思いますが、黒板に候補者の名前が書かれ、その下に投票数を表す正月の「正」という字が積み上げられていった風景を思い出します。6年生の1学期には、自ら学級委員に立候補して、こういうクラスにしたいと、今で言う所信表明をしたことも覚えています。立候補という制度を認識したのもこの頃で、みんなの代表というのは、みんなから選ばれてなるものだという民主主義というものを自分の体験の中で自然に覚えていったような気がします。

子供たちの代表を選挙によって子供たちに決めさせる児童会長選挙、生徒会長選挙は、十二、三年前に取りやめたと聞いております。取りやめた理由というのもあるのですが、隣の久留米市においてはまだ続けている小学校もあります。私は、自分の体験から、小学生のときから選挙を経験させて、そのときになぜ選挙をするのかという選挙の意義、重要性というものを教えていくのが、本当の意味での主権者教育であるというふうに思っています。そういった観点から、各学校長にこのことを働きかけていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員が御指摘されましたように、中学校については生徒会選挙を行っておりますが、小学校においてはクラスから希望者を選び、運営委員会で互選をして決めるというやり方に現在はなっております。ただ、小学校社会科の教科書の中では、具体的な模擬投票とか、そういうことも子供たちは学んでいるところがございます。

議員が今、御指摘されました、小学校の児童会における選挙というものをもう一度考えてみてはどうだろうかという御意見につきましては、検討させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 時間がありませんので、次に移らせていただきます。気になること、大事だと思うことの3項目め、交通弱者の買物支援についてでございます。

通告書にも記載しておりますが、お年寄りの免許返納や核家族化による独り暮らしは、今後さ

らに増えていくものと思います。この現象は、すなわち生活必需品などの買物にお困りの方が、今後増えてくるということでございます。実際、私の近所でも、そういった方が増えてきています。買物はどうされていますかと尋ねると、タクシーを利用していますとあるとか、歩いて行きます、そんな答えが返ってきます。

90歳のおひとり暮らしの方は、少し足が悪いのですが、月2回、ナフコまでタクシー利用、かかる経費は4,000円。食料品は、痛む足を我慢して、押し車を押しながら週2回、若宮の交差点のところからイズミまで行かれていますとのことですが、三、四日分の買いだめが必要で、水、お米等も購入するので、重くて、片道2回ほど休憩をするそうでございます。4月からタクシーで歯医者に通っているようで、週1回、往復2,600円、今は何とか頑張っていますが、歩けなくなったらどうすればいいのでしょうかと心配をされておられました。

ある方は87歳、こちらもおひとり暮らしで、令和2年に免許を返納されています。買物のことを尋ねると、時々タクシーを利用、週1回、リュックサックを背負って移動販売車の来るところまで歩いて買物に行かれていますそうでございます。吉井小学校の近所の方で、移動販売車が来るところは吉井郵便局の裏とのことですので、87歳の彼女にとってはかなりの距離ではないかと思えます。しかも、リュックサックにたくさん詰め込みますし、牛乳やおみそ、お米などは重たいので疲れます。帰ってきたら、しばらく動けませんとのことございました。食材でばんぱんのリュックサックを背負って、牛乳やみその入った買物袋を下げた姿を想像するだけで胸が痛みます。こちらも、歩けなくなったときのことを心配されておられました。

市長は、1人も取り残さない社会の実現に向けてとおっしゃいますが、社会に取り残されまいと、買物1つにでも必死に頑張っておられる方がいます。冒頭申しましたが、免許返納や核家族により、今後ますます増えるであろうこういった方々をどう支援していくか、市としての取組について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、交通弱者の買物支援について、免許返納や核家族化により買物に御苦労されている方の買物支援について御質問をいただきました。

免許返納や核家族化により、日用品や食料品の買物に苦労されている方は増えると予想され、買物支援は重要であると認識をしております。本市においての買物支援は、一般民間事業者や介護サービス事業者、地域住民の皆さんと協力しながら、移動販売車、買物代行、買物先への送迎、宅配といった取組を支援しております。移動販売車につきましては、現在、「サンピットバリュー」「とくし丸」「セブンイレブンうきはバイパス店」の3者が移動販売を行っております。

「サンピットバリュー」は、主に旧浮羽町域、「とくし丸」が主に旧吉井町域、「セブンイレブンうきはバイパス店」が市内全域を移動販売の範囲としております。令和2年度に3事業者と

市が協定を締結し、連携協定協議会を立ち上げ、年3回から4回の頻度で協議を開催しているところであります。協議会には、3事業者、うきは市社会福祉協議会の第1層地域支え合い推進員、うきはブランド推進課、保健課の職員が参加し、現状の確認や課題、支援内容を協議しております。この協議会から要望があったガソリン代については、昨年度から移動販売事業者支援金として支援を行っているところであります。

買物代行につきましては、住民主体型サービスとして、「おいしい絆クラブ」「14区お助け隊」「御幸通りきずなクラブ」や訪問型サービスAとして介護サービス事業者が行っております。住民主体型サービスは、発足時に必要に応じて機材や改修費の助成を行っております。買物先への送迎につきましては、妹川地区は10人乗りワゴン、江南地区は軽自動車で、それぞれ各自治協議会が中心となり、互助によるサービスを提供しております。このサービスは、訪問型サービスD事業として、立ち上げ支援や移動に必要な車の確保、運営経費を補助しております。

宅配につきましては、支援を必要とする方に対する配食サービスを行っております。また、民間事業所が行う宅配サービスにつきましても、情報を取りまとめ、ホームページや保健課窓口などで資料の提供をしております。市民の皆様が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、今後もうきは市社会福祉協議会の第1層地域支え合い推進員や地域住民、民間事業者等と協力しながら、「買物支援」に関する情報の発信や相談の受付、地域の買物支援の取組のサポートを行っていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） この問題は、独り暮らしのお年寄りをはじめ、買物弱者と言われる方の生活に直結する大きな問題でございます。厚生文教常任委員会のほうでも、委員の皆さんにお諮りをして、委員会の閉会中の調査のほうでしっかりと今後、調査研究を行って、政策提言なりをしていききたいと思っております。

時間がないので、1点だけお尋ねをいたします。

ただいま答弁にありました移動販売車、市長のお話の中にもありましたけれども、今年度の当初予算で移動販売事業者支援金として新たに72万円が計上されました。今、3事業者でやっておりますから、1事業者当たり24万円、月額2万円。予算補足資料の中には、高齢者の生活支援、見守りを継続的に行う市内移動販売事業所を支援することにより、高齢者が安心して地域に住み続ける環境づくりを進めると記載をされています。ただ、予算審査の中で、複数の同僚議員から「少ない」「燃料費にもならないのではないか」との質疑がありました。私もそう思います。人件費や燃料費、特に燃料費は高騰を続けています。それから、車の維持管理費、赤字覚悟で高齢者の生活支援、見守りを継続的に行ってくださっている事業所のこの貴重な取組への支援金が、僅か月額2万円でもいいのでしょうかという気がいたします。

それから、先ほどの90歳の方、内ヶ原から数年前に引っ越してこられたのですが、移動販売の話をする、内ヶ原のときは利用して助かっていましたけど、こちらでもあるんですかとおっしゃってありました。周知、予算措置も含めて、この民間の事業所の貴重な取組の普及、拡充に向けて、市として今後どのような対応を考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

ただいま、移動販売車に対する燃料費の支援と、それから市民への周知についてどういったことを考えていますかという御質問かと受け止めました。

運営に関する補助につきましては、予算委員会でも数名の議員から御意見がございました。また、今回、原油や穀物の価格高騰を受け、移動販売事業者に対する支援は必要だと考えております。5月上旬に各事業者のほうに、現在の状況について聞き取りを行いました。聞き取りでは、ガソリン代の高騰、夏と冬のガソリン代の負担増、それからタイヤの消耗だとか、そういったことについては御意見がございました。

ただ、3事業者が、経営体制や使用している車両だとか販売地域が異なって、一律の助成は難しいことが分かりましたので、現在、必要な支援を行うために、支援内容を具体的に、今、各事業者と協議をしているところでございます。

2点目の周知についてでございますけれども、年三、四回実施している協議会がございすけれども、この協議会の中でも、事業所のほうから課題として御意見がありましたのが、利用者のマッチングというのが本当に難しいという御意見がございましたので、そういった課題に対して、利用者のマッチングだとかルート確認、市民への周知というところ、お知らせを検討しているところです。具体的に、6月から定期的に防災無線の放送と広報うきはのほうで移動販売のほうをお知らせする取組を現在している状況です。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） いろいろと協議をしていただいているようでございます。その点は感謝いたします。先ほど、事業者は赤字覚悟だと言いましたけれども、これは赤字では民間の事業は成り立ちません。ボランティアでやってもらっているわけではないですから、少しでも利益を出すためには、やはり商品価格へ転嫁せざるを得ないということになるというふうに思います。

先ほどお話もありましたけれども、やはり今、ガソリンの値上げで、さらに商品の価格が上が



らないとも限りません。それでなくても、現在、物価は上昇傾向にあります。お話をされているということでしたので、そういった相手のしっかりと要望、意見等も聞きながら、予算の増額等、必要な支援を行っていただきたいというふうに思います。難しい面、大変な面もあることは承知をしているつもりですが、この移動販売のさらなる普及拡充が多くの買物弱者と言われる方の精神的、体力的、金銭的な負担軽減につながると思っています。課長はじめ担当部署の皆さんには、大いに期待をしております。よろしく願いをいたします。

それから最後になりましたけども、ラグビータウンプロジェクト、民間の方の熱い思い、有意義な取組に対して、市としても応援、支援していく大事なことだと思いますし、私としても応援をしていきたいと思っています。ただし、市長に申し上げたいことがございます。公平であるべきだということです。

2項目めの「どげんね！選挙」の取組にしても、移動販売車の取組にしても、趣旨は少し違いますが、ラグビータウンプロジェクトと同様、民間の方がうきは市のために、うきは市のことを思って起こされた貴重な取組だと思っています。そこに優劣はもちろんありませんし、そういうことはないと思いますが、もしうきは市のブランド力を高めることばかりに傾注して、本当にうきは市民にとって、特に高齢者にとって必要である移動販売車のような取組を軽視するようであれば、私は議員として批判の声を上げていかなければなりません。本来は行政がやるべきことでしょう。行政がやらないから私たちがやりました。「どげんね！選挙」の有志の方がおっしゃった言葉を重く受け止めていただいて、今後とも行政トップとしてのかじ取りをお願いいたします。

2分ほどありますので、先ほど市長、何か言われましたけども、最後に一言いただいて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 実は昨日、権藤議員の質問にもちょっとお答えしたところがあるんですが、先月の17日に、「全世代型社会保障構築会議の議論の中間整理」というのが発表されました。そのときに、2040年に高齢者がすごくピークを迎える。それから大きな課題として、単身高齢者がピーク。うきはにおいても、現時点で高齢者の単身世帯数は、全世帯の18.89%まで上がってきています。7年前と比較しますと、実に4.17%アップしております。

そんな中で、この地域共生社会づくりというのは非常に重要であることが1点と、もう一つはまた別な視点になりますが、給付は高齢者を中心、負担は現役世代中心となっている、これまでの社会保障の構造を見直して、将来世代へ負担を先送りせず、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保する。そのためには、各種課題について時間軸、地域軸を留意しながら対策を講じていく。まさに、若者の行政課題への参画というか、自分事としてやっぱり時間軸、将来を見据えて今の行政運営に参加

をしていくような、そういう取組を市長としてもしっかりとやっていかなくてはならないと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） これで、6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、9番、熊懷和明議員の発言を許可します。9番、熊懷和明議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 皆さん、改めておはようございます。9番、熊懷でございます。通告書に従い質問をさせていただきます。

1つ目が、うきは市立公園整備についてです。総務産業常任委員会の閉会中の調査で、令和3年10月21日に、うきは市立公園12か所のうち6か所について現地調査を実施しています。令和3年12月3日には、議会にも委員会調査の報告がなされております。そのことも踏まえ、お尋ねします。

（1）今後、整備をして残していくべき公園、また廃止すべき公園等、早急な検討が必要ではないかと思っておりますので伺います。

次に、令和2年度より5年間を計画期間として、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、就学前児童と小学生の保護者に対し、ニーズ調査、子育て支援アンケート調査を実施しております。公園や子供遊園の整備・充実に対する意見が最も多く上がっていたということです。その結果を受けて、市内では子育て・少子化対策に係る関係者協議より、子育てに資する市街地の公園整備について提言がなされております。そのことも含め、（2）子育てに資する市街地の公園設置、整備について。

以上、2点お伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市立公園整備について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目は、今後、残していくべき公園と廃止すべき公園の検討についての御質問であります。昨日の樋口議員への回答と重複をいたしますが、今後、人口が減少していく中、限られた予算で12の全ての公園を等しく維持管理していくことが困難になっていくものと想定をされます。そのため各公園の利用状況や公園内施設の特徴に応じて、内容を充実させる公園と廃止を検討して

いく公園の選別が必要であり、現在その検討を行っているところでございます。

2点目の子育てに資する市街地の公園設置、整備についての御質問であります。議員御指摘の公園につきましては、市役所の子育て世代の職員11名からなる「子育て世代職員による公園整備検討部会」から2点の提言がなされているところでございます。

1点目は、子供が走り回って遊べ、大人も安心して見守ることができる「芝生広場エリア」と子供が飽きずに遊ぶことができ、各年代の子供が安全に遊べる「遊具等のエリア」が必要ということでありました。そしてもう一つ、2点目が吉井体育センター横の吉井グラウンドにおいて、必要な施設の整備が十分にできない場合には、吉井百年公園や藤波ダム公園等、既存の公園も含めて広く検討を行ってほしいということでありました。

市としましては、子育て支援公園の必要性について十分認識をしております。この提言等を考慮し、まずは内容を充実させる公園と廃止する公園の選別を行っております。その上で整備する場合には、Park-PFI等の官民連携事業の導入を行うかなど、管理も含めた検討を行い、子育て支援公園としての機能も充実させていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 浮羽町には、なかなか公園は少ないと思っております。また平地には少ない、山間部のほうに多いということで、なかなか必要されることが少ないと思っております。

昨日、樋口議員の質問でもありましたが、大石の水辺公園は景観はよいが交通量が多いと。長岩公園は駐車場がないと。これは指定管理にするように聞いておりましたが。保木公園は、木が茂り鬱蒼としていると言われておりました。そこで私が聞きたいのは、平成29年の行政改革推進委員会の答申により、保木公園は維持していくということになっております。その後、私が感じる所では、改修はされていないような気がしておりますので、このまま来る人が来なくなるのを待っているのか、また改修はしていくのかのところを市長にちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

保木公園の関係の御質問でございます。

市長の答弁にもありますように、12の公園全体として、現在、議論を進めております。昨日、樋口議員のほうからも個別の保木公園という名前が出ておりました。一昨年、豪雨による被害が

甚大でありまして、現在、水道、それからトイレ等が使えない状態になっております。近年、これだけ水害等が発生をいたしますと、簡単な修繕、整備等ではすぐに壊れてしまうというふうな状況もございます。今後につきましては、公園としての在り方も含めて、保木公園については検討を進めて。昨日も申しましたように、保木公園というのはやっぱり地元の方にとっては非常にシンボリックな要素も多分にあるのかなと思っております。地元等との協議も踏まえた上で、今後の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 大体、言うことは分かっておりました。私も調査に行ったときに、トイレと水道は大腸菌が出るから使えないと。これ災害でつかっているんだらうと、そのときには私は、村岡課長だったので言いましたけど。結局、水害があるのに平たん地の低いところ、いつも2メートルぐらいつかりよところに水道とトイレを作っていて、使えるようなあれ、使用ができないと思いますので、2メートルぐらい水道とトイレはかさ上げしてするような工夫をすれば使えるのかなと。そここのところは検討しておらんでしょうけど、何か維持するのであれば、そういう前向きな検討をしていかないと、今のままでは水害のたんび水道はつかり便所はつかる、トイレは。それでは使えないと思いますよ。

そして花見の時期はにぎわっておるということですけど、トイレはどうしているんでしょうかね。そここのことを考えたことありますか。にぎわっているということは、女性も来ておらっしゃるからですね、そういう状況は分かっているのに改良しないということは、もう廃止していく結論で考えているのか、ちょっとそここのところ伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（石井 太君） 現在、協議をしておる状況でございます。整備をするのか、用途等を変更するのか、現時点ではまだ決定をいたしておりませんが、いずれにしても、用途を変えるにしても変えないにしても、管理という部分は残ってまいります。そういった部分も含めて、利活用も含めて検討してまいりたいと思います。詳細と構想ができた段階では、議会の全員協議会等でもつなぎをさせていただいて、御意見等も賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 今後どうするかは、私もこの前、常会等を回らせていただいたときに、多分、保木公園は維持するかどうかの話は、地元の人たちと話があるんでしょうというこ

とは言っておりましたが、結局前向きな意見も持っていないと、もう廃止の意見だけでは駄目ですよ。どうしたら使えるようになるか。そのためにはどうしたらいいかということまでして、どうするか、地元の人々の判断を介して決定していただきたいと思っておりますので、そのことはお願いして終わります。

それと（２）の市街地の公園整備については提言がなされております。さっき市長がおっしゃいましたように、吉井体育センターグラウンドは敷地が狭いし、制約等が、十分に整備ができない場合は百年公園か藤波ダム公園や既存の公園を含めた候補箇所を改めて整備する、検討していただきたいと。芝生エリアと遊具エリアを一体的に整備することとなっております。私がお願いしたいのは、私は山のほうへ公園とは思っておりません。

また、もう最近多くなったのが、子育てのお母さんより希望がたくさん来ています。それは、吉井、浮羽町両町の市街地ですね、芝生のある公園を１か所ずつ設置していただけないかと。子育て世代のお母さんから、遊具等の設置は後でもいいから、芝生の公園をとということ、まずは安全・安心な芝生の公園を整備していただきたいという要望が、たくさん私聞いております。そこで、浮羽町の市街地に１か所、芝生の公園設置の考えはありますか、ありませんか、検討されるか、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、先ほども答弁させていただいたんですが、今抱えています１２の市営公園のほかに、また２つ追加をするという御提案なんです、まずはその前に、今ある１２の公園をどうするのか、しっかりそこを確認させていただいた後に、今、議員の御指摘については受け止めて考えていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） ９番、熊懷議員。

○議員（９番 熊懷 和明君） １２ある公園をどうするかということですが、６か所行った中で、合所ダム公園ですか、浄光苑の下にありますかね、あそこはもう土砂を置いておりましたよ。工事の土砂置場がないということで、公園も利用されているか分からないということで許可したんでしょうけど。そういうところをいつまで残すのかと。必要があれば土砂など置かないでしょうから。ダムのところ、そのかわせみ橋ですかね、あの下流のほうも、もう手入れしているのか、人が散歩しているのか分からないような状況になっておりました。

なかなか、どうするか早く決めていただいて、今、要望のあるようなことを考えていただかないと、お子さんたち、コロナは少しでしょうけど、子供も人口が減り、少ない中で、家の中に閉じ籠もり、遊びに行く場もない。で、ゲームをしているのが多いと思います。そういうお母さん方の気持ちを考えれば、やっぱり市街地に駐車場もあり、さっき市長がおっしゃいましたように、安心・安全で親しみやすい、子供が走り回る、自由に遊べる、芝生の公園を整備することが、心

も体も健康で、子育てがしやすいような状況になるのかなと私考えて要望しているんです。せんと、子供も遊び場がなく、友達と暴れたり遊ぶことが少ないと、なかなか成長期に、悪いちは言わんばってん、あったほうがいいのかなど感じておりますので、強くこれは市長にもう一度要望したいんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、しっかり受け止めさせていただきます。何回も繰り返しの答弁になりますが、まずは今ある12の公園をどうするかをしっかりと議論させていただきたいと、このように思いますし、また議会の皆さんにも御相談を申し上げたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 何回も私も失礼ですが、もうこれ29年、前から多分話していることだろうと思います。29、30、31、1、2、3、もう何年たっていますか。もう早くこれ検討して結論出していつてもらって、早くこういう、もう人口減少に歯止めかけるためにもですね、子育てしやすいような公園設置の検討を早くしていつていただきたいと思いますので、よろしく願いして要望とします。

次に2つ目が、地域包括ケアシステムの構築についてです。3年前になりますが、市民との意見交換会の折に自治協より、地域包括ケアシステム構築における地域支え合い体制の進め方については、第1層、市社協の方針や考え方がどれだけ第2層、自治協及び第3層、各行政区に伝わり、その運営がスムーズにできるように整備できているかが重要であると言われておりました。そこで（1）地域支え合い体制の進め方について伺います。

次に、協議の場を設置し、各行政区にコーディネーターを配置しながら取り組んでいる自治協からも、地域の組織だけでは偏りがあり、地域に任せますでは回っていかないと。市の方針を明確にしてほしいなどの意見が出ておりました。そこで（2）、今後、地域住民の理解と協力を得る体制づくりが必要でないかと思い、伺います。

次に、厚労省も、2025年問題の解決に向け、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。（3）2025年、団塊の世代が後期高齢者、75歳以上となる。国民の約5人に1人が後期高齢者となることで、社会保障の急増、医療・介護施設や介護人材の不足等が懸念されているが、市長の見解を伺います。

以上、3点伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地域包括ケアシステム構築について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の地域支え合い体制の進め方と2点目の地域住民の理解と協力を得る体制づくりにつきましては関連がございますので、併せて回答させていただきます。

認知症の方や単身高齢者世帯等の増加に伴い、在宅生活を維持するための日常的な生活支援を必要とする方の増加が見込まれます。このため、地域のボランティアや民間企業等の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による、今後の生活支援とサービスの提供体制の整備を検討するとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する必要があります。

地域における支え合い体制につきましては、うきは市社会福祉協議会の第1層地域支え合い推進員と保健課が主体となり、各自治協議会単位で、「第2層協議の場づくり」の住民勉強会を8地区において開催し、住民自ら自分たちの地域の課題として話し合っていました。結果として、7地区が第2層協議の場を設置し、5地区に地域の支え合いの体制を進める第2層地域支え合い推進員が配置されました。

また、8地区の地域課題は、共通して「見守り」、「移動支援」、「居場所」、「生活支援」が必要というものでありました。保健課では、介護予防の取組として、住民主体型の居場所づくりや移動支援についての活動を各自治協議会の会長、事務局長などの役員や第2層地域支え合い推進員に提案し、立ち上がりから住民主体につながるまでの支援を行っております。各地区の自治協議会の役員と第2層地域支え合い推進員が中心となって、住民主体型の活動を推進しておりますが、この活動を進める過程において、第3層の地域の区長や福祉委員、民生委員、老人クラブなど、多くの住民が参加をしております。

第3層の地域住民が支え合いの活動の取組、サービスを創出する過程で、地域における支え合いの理解と協力を得ることができております。また、1つの活動の達成感や成功体験がさらに移動販売や高齢者のスマホ教室などの活動につながるなど、住民主体で活動に取り組むことで、これまで「他人ごとであったもの」が「我がごと」の支え合いの意識に変わり、人と人がつながる支え合いの協力体制が順次構築をされております。今後も、このような支え合いの活動を通して、第3層の地域住民の理解と協力を深めながら、地域の支え合い体制を進めてまいります。

一方、人と人のつながりがある山間部や地縁組織などの支え合いの活動が活発な地域については、これまでの活動を生かしながら、市と第1層地域支え合い推進員が地域の支え合い体制を支援してまいりたいと考えております。

3点目の社会保障費の急増、医療・介護施設や介護人材の不足等についての御質問でありました。

2025年には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、高齢化の進展に伴い社会保障費の急増、疾病構造も変化するとともに、医療や介護を必要とする方がますます増加すると見込まれます。福岡県は、病床の機能ごとに2025年の医療需要と必要病床数を推計し、地域の実情に

合った良質な医療体制を構築するために、二次保健医療圏を基本としつつ「地域医療構想」を策定しております。本市が含まれます久留米医療圏において、医療施設の人口10万対病床数は全国平均を上回っておりますが、脳血管疾患などの回復期病床数が不足する見込みとなっております。

介護施設につきましては、令和4年5月にまとまった福岡県介護保険連合内の居宅介護支援事業所を対象とした施設等基盤整備ニーズ調査結果において、「うきは・大刀洗支部内の入所施設等が不足していると感じている人が約4割」という結果でありました。また、「訪問介護や訪問入浴介護」においては、約7割の方が「不足している」と回答しております。この調査結果からは、在宅介護のニーズが高く、ヘルパーの人材不足の課題が浮き彫りとなりました。これらのことから、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制づくりとヘルパーの人材育成を進めていくことが重要だと考えております。

本市における在宅医療と介護を一体的に提供できる体制については、浮羽医師会が中心となって、ICTを活用した「とびうめネット連絡協議会」や医療・介護関係者で構成されます「7つの在宅医療・介護の部会」において、研修会や情報共有を図っており、顔の見える関係、相談し合える体制が整えられております。医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者の在宅生活を支援するために、医療・介護関係者が互いの専門性を尊重しつつ、医療と介護の垣根を越えた相談し合える体制を構築しております。

ヘルパーの人材育成につきましては、今後、うきは市社会福祉協議会や福岡県介護福祉会、うきは市シルバー人材センターと連携して、養成研修を行ってまいりたいと考えております。また、限られた介護人材であることから、入浴介助などの専門的なサービスは訪問介護事業所の専門職が行い、買物や掃除などの生活支援は多様な主体が提供している生活支援サービスを活用するといった役割分担を進めていくように、関係事務所と検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 説明はしていただきましたが、少ししか分かっておりません。分かった中で質問をさせていただきます。

令和元年ですが、山春コミュニティにて、第1層、第2層の勉強会には私も、5回のうちかな、3回ほど出席させていただきました。その後について、今、老人クラブとかいろいろなところで第3層は進めているということではありますが、なかなか区長、住民の人たちにお聞きすると、全然分かっていない人が多くあります。なかなか地域の取組が見えてきませんので、第3層行政区まで、いつ頃までに体制づくりといたしますか、もう少し区長なり住民の人に分かりやすくいくまでには、どういう体制で進めていこうと想定しているのか、よかったらまた方向性など計画と、



どういう想定で考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

体制づくりの御質問でございますけれども、市長答弁にもございましたように、これまで第1層、第2層、第3層と、地域づくりについて自治協議会ごとに取り組んでいるところでございます。その自治協議会のほうも実情がございますので、そういった自治協議会ごとの地域の実情を見ながら進めてまいりたいと考えております。

山春地区に関しましては、現在、第2層協議の場を設置して、それから第2層の地域支え合い推進員が配置されている状況でございます。その第2層地域支え合い推進員が活動を進めていっているところでございましたけれども、コロナ禍で今、少し地域の活動が中止しているところがあります。昨年の12月にこういった山春地区の生活の支援の状況のアンケート調査を今現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） これ、PDCAですか、市チェックは3、4、5年ですかね。そして7年は、もう立ち上げになっているんでしょう、これ。2025年、地域包括ケアの立ち上げは。だから、もうあまりないと思いますから、計画を早く立てて、地域の人に早く示していただいて協力していただかないと。意見交換会の回答にも保健課の回答であっておりますが、地域住民により自助、互助による介護予防、生活支援の取組は不可欠なものであるということは、自助、互助、あなたたちで頑張りなさいということですか。これ、市がやっぱり協力して公助なりやっついていかないと、成り立っていくのかなとちょっと感じて、今、意見交換のときの回答を読ませていただきました。これどういう意味か、自助、互助で皆さんお願いしますということですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 先ほどの御質問でございますけれども、その文章については、地域の自助、互助を市は支援をしていきますといった形で説明をしているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） ということは、市も共助もあるということですね。

はい、分かりました。早く地域まで下りて、第3層、区長が2年、1年で替わっていきますから、早く区長辺りも下ろしていただきたいと思い、要望として終わります。

次に(2)ですね。さっきも推進員が頑張っておられるということで、認知症カフェ、うきは市介護予防・生活支援業務推進事業の1つ、何か委託契約書を自治協がこれをやろうということで要望して通れば、委託契約を結べばできるというようなことを聞いております、支援も受けてですね。今、山春自治協でも、さっき言いましたように地域支え合い推進事業、山春は4名で進めていただいております。御幸は9名か10名おるということも聞いております。

そしてさっき市長の答弁では、全部の自治協がこういう推進事業とか推進員とかは決めてやっていないようなことのニュアンスでありましたが、自治会全部やっていないんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

この第1層、第2層の地域支え合い推進員の第2層の地域支え合い推進員が進めていくというやり方は、全自治協議会では実施しておりません。人と人のつながりがもともとある山間部、田籠地区だとか新川地区、それから小塩地区については、これまでの活動を生かしながらの取組といった形で行っているところです。また、地縁組織などの支え合いの活動が活発な地域もございますので、その地域についても、今ある活動をサポートするという形を取っているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 何でお聞きしたかと言いますと、山間部は隣近所お付き合いがあるから、見守りも大丈夫ということでしょう。

最近、これ後で言おうと思ったんですが、最近ですね、見守り、山春も民生委員が毎日見守ってもらっております。社協も、年2回か粗品を持って回っていると。福祉委員も年4回見守り、訪問活動をしているということでもあります。民生委員は、毎日回って、奇数、偶数の日はハンカチを出していただいて、偶数と奇数は色の違うのを出してもらって、見て、「あっ、元気だな」ということを見ているということは、民生委員からお伺いしております。

ということで、なかなか山間部は隣近所、遠いもんですからね、離れておりますから、できているということであれば安心しますが、そういうところがもし、孤独死ちゅうのが一番ね、本人にとっても大変でしょう。周りもですね、もう私の近所でもありました。民生委員が見守りに行ってるけど、「いい」と、来なくて、ガラス越しに見ているけど、分からずに3日ぐらいたっていたということがありましたので、そういうところは要望としてしていただきたいと思うし、お願

いします。

そして、さっきの見守り事業にも何でもつながりますが、山春の自治協ではアンケートを取られております。地域支え合い推進員が、お年寄り88名からですね。そして上がってきている1つが、回答者の6割に何かしらの変化が生じていると。回答した方のうち7割の方、複数の方が変化があり、2つ目が、家族との交流について回答者の2割の方が家族との交流が減ったと。これ、コロナもあるかもしれませんがね。外出の変化については、回答者の3割が病院受診回数が増え、地域の居場所、活動が減少しているということで、自治会長が、これ3月に載せてあります。調査の後ですよ。山春の自治会長が区長会に、公民館を開けてもらいたいと。これ集いの場をしてもらいたいという意味で言ったんでしょう。

そしてNPO団体が山北でしておりますなごみの山北のように、山春にこういうのを3か所ぐらい欲しいという話もしたように聞いております。こういう調査の結果で思ったんでしょう。今、公民館等でも集いの場とかもなかなかやっておられないでしょう。ちょっとそこのお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 山春地区のアンケート調査で、以前よりも活動が少なくなって、閉じ籠もっていて体がちょっと弱くなっているというようなアンケート結果が出ているようなふう

に、ちょっと受け止めました。  
活動の場ですね、集いの場については、コロナ禍においては自粛という形を取ってまいりましたけれども、これまでワクチン接種も順調に進んできておりますし、感染症対策も、マスクをしたりだとか換気をするといった感染症対策もやりながら、先日、山春地区にも感染症対策のお話をさせていただいたところです。これからはコロナ感染症との共存という形で、しっかり活動を再開していく考えを持っております。

それから、現在、活動については、もう再開をしているところです。集いの場にたくさん高齢者の方が集まっただいて、フレイル予防だとか社会活動の参加を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） これ、御幸地区の人にお伺いしたんですけど、公民館の集いの場、1回閉めたら、もうなかなか集まってもらえないということで、グラウンドゴルフ等は数か所でやっていますというようなことです。なかなかコロナで難しいのは分かっております。私は行っ

てはいいませんが、なごみの場等も何回かも中止されました。一番もう多くなっているときに、ぽっと止められて、また始めて何回かしたらまた止める。もうこういうことをされたら、もうお年寄りの方は来られなくなりますと、世話をしている人も、たんび回覧板等回したりしてせいかん。

何を言いたいかといいますと、コロナが出たからもうあしたから来ません、集いの場をする人は、明るく日するように決めております。そして、もうあした来んげなど。また閉めて、しないということを報告に行かにゃん。前日に、もう来ませんちゅう回答も何かおかしいような、私は気がしますが、こういうことをされたら、もうなかなか皆さん協力はしていかないような気がしております。

それと私が聞きたいのは、もう自分たち、私、関わってあまりおりませんが、なごみの場はボランティアで、会長、副会長、区長が副会長になって2人でやっております。そこで資金はもらおうと思っておりますが、丸っと下水道、電気代赤字です。それを出して、お年寄りのためにということで始めたのでやっております。

首ひねったのは、お茶代3,000円を頂いているので首ひねったのでしょうか。お茶代ぐらいは買っても、まあ足しにはなっております。こういうことで、公民館に区長たちに開いてほしいということであれば、何か支援とか公民館にはしてあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、長引くコロナ禍にあつて、様々な社会活動が制約される中で、コミュニティ活動、コミュニティーの絆がかなり希薄化してきているというのは大きな課題だと、十分に認識をしているところであります。

昨日も、うきは市内では3名の陽性者が確認されたところでありますが、今年に入って1月12日から連日のように感染者が出ているうきはの中で、このウィズコロナというか、この感染防止対策と経済社会活動をいかに両立するかというのは大きな課題でありますので、地域包括ケアシステムの取組も併せて、しっかりした対応を進めなくてはならないと、このように認識をしているところであります。そういう面で御理解をいただければと思います。

他のお尋ねにつきましては、保健課長より答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 2点、御意見というか、御質問があったかと思っております。

1点目のこれまでのコロナ禍の関係で、前日に活動を中止したりした件につきましては、これまでいろんな方がそういった活動にお手伝いをいただいております。大変御迷惑をおかけしたと思っております。また今後、活動を再開していくに当たって、保健課の職員が御迷惑をかけないように御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

それから、集いの場の補助金に関しましては、ちょっと議員がおっしゃっている内容が少しまだ十分な確認できていない部分がございますので、これまで実施状況に応じて補助をしているものでございますけれども、一旦確認をさせていただいた上で研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） そのこのところはよろしく願いしておきます。

何で集いの場にこだわるかと言いますと、6月11日に新聞にも出ておりました。高齢者の2割が生きがいを感じていないと。何でかという、高齢者が満ち足りた人生を送るためには、身近な地域での居場所や役割、友人、仲間とのつながりを持つことが重要だということで新聞に載っておりますので、こういう地域の人が、お年寄りが集まって体操したり会話したりするのはいいことだと思い、質問をさせていただいておりますので、今後とも力を入れて進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、(3)の2025年問題です。私がちょっと話していて、ふっと思ったのが、「団塊の世代」が75歳を迎える2025年をめどにピークを迎えるがということで、国が2025年にピークを迎えると。うきは市は、私より一個上が2025年をピークと、私、2つか3つぐらい多かったかなと思って、うきは市のピークはどのぐらいかなと、ちょっと不思議に思って聞きたくなりましたので、よかったです。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの佐藤議員の御質問にもお答えしたんですが、基本的には我が国全体で考えますと、2040年が高齢者のやっぱり一番のピーク。ただ、高齢化率からいくと、まだ2045年まで率は伸びるけども、その絶対数という意味では2040ということで、2040問題ということが言われています。その中で2025年問題というのが、我が国の人口で一番層が厚い団塊の世代が一気に75歳に到達しますので、伸び率というか、一気に75歳以上が伸びてくると、こういうことで捉えていただければと思います。

うきは市の状態については、手元に資料を持ち合わせていませんので、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） では、2025年に介護施設、グループホーム等の状況、今でも100人近くが待機していると聞いておりますので、その後の、さっきおっしゃっていましたので、なかなか私も聞くときがありませんので、その後、3年、4年でピークを迎えることに対して施設等の状況をどう想定しているか。そして介護人材不足等を、さっき言われておりましたへ

ルパー不足とかですね、そういうことに力を入れているんでしょうけど、不足等をどう想定しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 介護施設とか介護人材が不足する、医療、医療人材も含めてというところでございます。これからますます、市長答弁にもございましたように、医療と介護、両方のニーズを持った方が増えてこられることが見込まれます。そういった方につきましては、在宅での医療と介護の連携というのが必要となってきます。医療職と介護職がですね、互いに専門性を生かしてやっていくということが重要となっていますので、在宅医療・介護をこれから進めていくということを考えております。

また、在宅介護を進めていくに当たっては、専門的な訪問介護、入浴だとか生活支援サービスというのが必要になってきますので、その専門職のこれから人材育成を計画しているところでございます。また、生活支援サービスにつきましては、買物とか通院だとか、そういった支援につきましては、地域住民だとか社会福祉法人、企業等、いろいろ今、サービスを創出している状況でございますので、そういったいろいろな組合せを進めていくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私、一番心配していたようなことになっているような気がします。施設には入れずに、家で娘、子供たちに在宅介護、訪問介護をしていただきながら暮らしていくのはつらいなと思っておりますので、なかなか施設等は入れなくなるなど。

なぜつらいかと言いますと、仕事に行けなくなる、家族がですね、行けなくなるようなことは避けたいなと、迷惑かけますからね。それが1つと。今、見てるのに、痴呆になっている方をきょうだいで交代で昼と晩、見ております。なかなか普通、私できるかなと。もしそれき、自分がしてもらうなら、俺、分からんようになったら施設に入れてくれちゃうとに、入れなくて自宅で介護かなと、今、不安で考えております。ここのところもう少しですね、訪問介護のほうを増やして、力入れてもらったら、家族に迷惑が少し少ないのかなと考えておりますので、そのところ検討をよろしくお願いします。

最後に、佐藤議員が買物弱者について質問しておりました。私も総括等で市長にもお願いしておりました。その後、販売業者と会合が持たれたように聞いております。でも、浮羽町2者、吉井町1者でしょう。3者で今後いいのかなとも思っております。そして地域住民のためには、安

心して経営できるシステムを市長に考えてもらわないと、今、お年寄りの方は、大変、常会回ったら喜んでおられました。回ってこられた場所を、軒先に集まっているので、そこに来てほしいと、場所まで替えて来ていただけると、助かるというようなことも聞いておりますので、これまだ必要になってくると思いますので。

赤字だから支援しろじゃなくて、前も言ったように、店舗で構えていれば車代も人件費も要らないもんですからね、そこの領域をやっぱりしていただいている分をどうか、何がしかの経営されるような方向で支援をしていただきたいというのが私の要望でありますので、このことは事業者の方もなかなかこうしてくれとは言にくいだろうからですね、月2万円、年間24万円、3者で72万円ですかね、保障が。それではなかなか、もう店舗で売っていたほうがいいのか。これボランティアで市民のためにと考えてしてもらっているんですからね、このところをもう少し考えて力入れてもらいたいと思い、要望して質問を終わります。

何か、市長あればお伺いしたいんですが。一言いいですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 地域包括ケアシステムの大きな基軸は、やっぱり市民の皆さんお一人お一人が住み慣れたこのうきはの地で、人生の最期まで自分らしく生活できる基盤をどうするか、ここに尽きると思います。そういう面で、地域共生社会づくりをこのうきはでどうするかというのが大きな課題で、この中には全ての皆さんがいろんな形で支え合うまちづくり、その1つとして移動販売事業があろうかと思えます。そういうところはしっかり行政と支え合う皆さんと連携しながら、御支援できるところはしっかり御支援して、まさに地域共生社会づくりを目指していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） これで、9番、熊懐和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時12分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、13番、野鶴修議員の発言を許可します。13番、野鶴修議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、早速ですけど質問のほうに入らせていただきます。

私自身、4月の選挙運動の中で、市民の皆さんが生活する中において、水の問題、とりわけこ

の上水道事業計画の問題は、うきは市にとって最も重要な問題であるということを訴えてきました。その気持ち、思いのままに質問させていただきたいと思います。

市長にとりましては、昨年9月議会での江藤議員、さらには12月議会での佐藤議員、組坂議員、そして昨日の権藤議員と、上水道事業計画の質問につきましては、またかという思いかもしれませんが、どうも昨日の市長の回答を聞きながら、失礼な言い方かもしれませんが、この上水道事業計画推進に対する市長の熱意というのが、私個人、何となく伝わってきませんでした。それで大変申し訳なく思いますけど、再度、私のほうから掘り下げた質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の一般質問の内容につきましては、上水道事業計画の具体的な内容等については追求しないこととしまして、やはりまずは本事業の推進、これについての質問にとどめたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨日の段階で、権藤議員からも私と同じような内容の質問がなされておりますし、昨年の12月議会でも同様の質問が、佐藤議員、組坂議員からなされております。そのときの市長の回答がっておりますので、これまでの市長の回答を基にして、昨日回答されていない部分について質問したいと思います。また、回答につきましても、時間の関係等がありますので、昨日と同じ内容については省略していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

昨日の市長の回答といたしまして、現在、市民の多くが問題なく地下水で暮らしている中、上水道事業への理解を広げていくことが大きな課題と認識していると。さらには、これまで山間部を除く7つの平たん部の自治協議会の皆様との意見交換会を実施し、さらに幅広い市民の皆様の意見を聞くことも重要と考え、若年層、子育て世代、女性層の皆様とも意見交換会を計画していたが、コロナ感染症の感染拡大により実施が難しかったと。ただ、昨年10月以降に、水のワークショップを7回ほど実施してきており、今後も引き続き積極的に取り組んでいきたいと、このように回答されております。この内容につきましては、12月の佐藤議員、組坂議員の質問に対しても同じように回答がなされております。

そこで市長のほうにお尋ねしたいんですけど、まずこの水のワークショップに市長自身が先頭に立って取り組んだのかということであります。誰がどのような形で実施されたのか、また何人ぐらいの人が、この水のワークショップに参加して行われたのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

昨日の水環境課長の回答では、水のワークショップは市民対象に3回、市の職員対象が4回という話でした。後で回答いただきますけど、果たして何人ぐらいの人が、じゃあ参加したのかなと思っております。これで本当に事業を推進していると言えるのでしょうか。もちろん、市職員の理解も必要かとは思いますが、やはり市民の中に入って、もっともっと足を運んで推進する



ことが大切だと思っておりますが、その辺についていかがでしょうか。この辺についても、昨年の12月に2名の議員から指摘がなされております。そこで、現状のコロナ禍において、今後どのような方法で推進していこうと考えておられるのか、改めて具体的な計画を、できましたら示してほしいというふうに思っております。

2点目の市民意識調査の件でございますけど、これも昨日、権藤議員の質問により回答がなされました。しかし昨日の回答では、市民への意識調査について具体的にいつ頃取り組む予定であるとか、そういった回答は全くありません。市長は、平成27年に実施した意識調査の結果、10.9%の加入ということに対し、昨年9月の江藤議員の質問に対し、加入率50%を達成しないことには上水道事業計画はできないと、こう答えております。

では、50%以上の理解、賛同を得たかということについて、やはり市民意識調査を実施しないことには把握ができないのではないかなと思っております。もちろん、今すぐに実施しても結果は見えていると思います。そういった意味合いからも、この市民意識調査の時期と方法等について市長の見解をお願いします。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業の今後の推進計画について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の上水道事業計画をどのような方法で推進していくかという御質問であります。

昨日、権藤議員の御質問の際にもお答えしましたが、大変恐縮ですが通告もありますので、重複しますがちょっと答弁をさせていただきたいと思ひます。

上水道事業につきましては、第2次うきは市総合計画後期基本計画の基本方針に基づきまして、小石原川ダムを水源として、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期などについて検討を重ねてきたところでありまひ。スケジュールとしましては、以前からお示しをしておりますとおり、市民の皆様御理解をいただきながら、令和7年度頃には基本計画を策定し、令和10年度には福岡県南広域水道企業団に加入するということに変わりはございませひ。

現在、市民の皆様多くが問題なく地下水で暮らされている中、上水道事業への理解を広げていくことが大きな課題と認識をしております。上水道事業の必要性についての市民の皆様への説明としては、これまで平たん部の自治協議会の皆様との意見交換を実施し、さらに幅広い市民の皆様御意見を聞くことも重要と考え、若年層、子育て世代、女性層等の市民の皆様との意見交換に取り組むようにしてはりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が難しい状況が続いてきました。

しかしながら、昨年10月頃、一旦感染が落ち着き出した状況を踏まえ、これまで7回、「水

のワークショップ」)として、地下水の現状や上水道の仕組みなどお話を聞いていただいた上で意見交換を行っており、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、本定例会において、市民生活基盤対策特別委員会が設置され、上水道整備について調査が付託されることになりましたので、今後、当委員会での調査にしっかり対応しながら、水道事業基本計画策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

2点目が、市民に対する意識調査の時期・方法等についての御質問であります。上水道整備に関する市民の皆様への意識調査としましては、平成27年7月に市内の全世帯を対象に、上水道事業に関するアンケート調査を実施しております。アンケートでは、現在使っている飲料水の種類、水質、水量の実態をはじめ、上水道に何を求めているかなどお尋ねをしております。アンケート結果につきましては、上水道事業の必要性について市民の皆様へ御理解をいただくために、昨年より担当課で取り組んでおります「水のワークショップ」などにおいて役立てているところでございます。この「水のワークショップ」では、参加者にアンケートの設問や結果を丁寧に説明し、理解を深めていただきながら、考えをより細かくお聞きをしているところであります。

今後、何らかの形で市民の皆様に対する意識調査を行う必要があると認識しておりますが、まずはしっかりと説明が先決でございますので、現在行っております市民の皆様との意見交換をしっかりと行って、しかるべき時期に判断して対応していきたいと、このように考えております。

今、議員のほうから、この「水のワークショップ」のもっと具体的な内容について、それから市民の皆様に対するこの意識調査のもう少し具体的なスケジュールはないかという御質問をいただいております。これについては水環境課長に答弁をさせます。

○議長(江藤 芳光君) 瀧内水環境課長。

○水環境課長(瀧内 宏治君) 水環境の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

2点、ワークショップの具体的な部分と今後の意識調査の考え方でございます。

まず、ワークショップにつきましては、議員、先ほど御指摘いただきましたように、市民の方向け3回、市職員向け4回ということでございます。昨年ようやくといいますか、少しですね、コロナが若干なりとも落ち着いたという時期を見計らしまして、今までできていなかったワークショップをやりました。本当に、ちょっと知った方に声を掛けて、ちょっと協力していただけんかということで、最初は夜だったんですけど、3人会議室に集まっていただきましたし、あと2回目は、日中でしたんですけど、子供連れで来ていただいて、4人来ていただきました。市職員のほうも、ちょっと時間中ですけどということで、業務の合間を縫って来ていただきました。

共通するのは、全て女性であり、子育て世代ということでございます。昨日の権藤議員のときにも申しましたが、最近、浄水器とかウォーターサーバーを使っているんだと、なかなか子供のほうに安心して水を飲ませるためにはということで、月に二、三千円かかるけどもというよ

うなお話をされる方が多かったなと思っております。

あと、やっぱり最近ですね、自然災害であったり新型コロナウイルスであったり、非常に社会情勢が変化しております、やっぱり価値観とかニーズというのが随分変わっているんだなというような受け止めを私もしております、やはりリスク管理といいますか、そういった意味からも上水道の部分については一定の関心というか、持っていらっしゃるんだなという受け止めもしております。

ただ、昨日も申しましたように、具体的に水道料金が幾らか分からないと、なかなかかたる、かたらんというか、加入するかどうかという部分はなかなか判断ができないねというような受け止めでございます。やはり少しこちら側も、具体的な御提案というのをしないと、なかなか議論が成熟していかないなというのを、ワークショップを通じて感じたところでございます。

それを受けて、2点目の今後の意識調査の考え方なんですけども、担当課としましては、平成27年の7月に全世帯を対象に上水道のアンケートをしております。そのとき設問が10問あったわけなんですけども、やはり今後考えていくときも、当たり前なんですけど、何らかの設問を設定しなくちゃいけないわけなんですけども、やはり設問に答えていただいた解答の内容が、私どもの今後の判断材料となるような設問をつくらないといけないわけでした。今、ワークショップをしながら、どういった設問をつくれればいいのかなというのを、私たち担当課なりにやっぱり研究といいたいまいしょうか、いろいろ悩みながらやっておるところでございます。

あと、前回のアンケートが、回答者の6割以上が60代以上の方でございました。なかなか若い方の意見というのを聴取するやり方を考えなくちゃいけないわけで、昨日も協働のまちづくりの中で出ておりましたけど、SNSの活用とか、そういったこともやっぱり考えていかなくちゃいけないかなということで、ワークショップをやりながら今後の調査の方法というか、そこも考えながらやっているとございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ワークショップの内容については分かりました。ただ、ここにおられる議員さん方、皆さん、昨日といい昨年の回答といい、7回のワークショップをやったということで、それなりに事業推進に頑張ってるんだなというふうに感じていると思いますけど。今の話から言っても、水のワークショップ、3人とか4人の参加と。実際、この7回で何名参加されたのかということだと思います。

そういった、令和7年度に基本計画を策定しなければならないという、こういったタイムリミットが一定程度ある中において、今のスピード感で果たしてこの上水道事業が推進されていくのかということ、そこをどんなふうに市長として捉えているのか何となく。このワークショップ

も、多分、職員任せだと思います。市長自らが先頭に立って、その場に入って、そして市長自らが説明をしてやってきたのではないというふうに私は感じているわけです。

4年前、私が初めて議員になった当初においては、どの議員からも、上水道事業を本気で推進するならば、158の全行政区、説明会を実施してでも推進すべきではないのかと、こういった質問や意見が出されていたと思います。今、確かにコロナ禍ということで、そういうことがなかなか言いづらくなっておりますけど、やはり本気でこの上水道事業計画を推進していくならば、市長が自ら先頭に立って、やっぱり市民一人一人に説明して歩くような、そのくらいの覚悟がないとこの事業はできないのではないかなというふうに思っておるわけです。この上水道事業問題、本当にうきは市の将来において死活問題となる要素を持っているんじゃないかなというふうに思っております。

令和4年度の一般会計の予算が、うきは市の大体の予算158億円であります。そのうちの自主財源というのは58億円程度であります。この上水道事業計画、以前説明があったとき、昨年の一般質問の回答でもありましたけど、50年、283億、自主財源として——自主というか、うきは市の財源として必要であると。創設時点では80億の財源が必要であると。これだけの金、そしてスタートしたら毎年維持管理費、これはまた別です。そういった部分が必要になってくるわけでありまして。この事業を推進していく中で、今みたいな「水のワークショップ」、これをすることが悪いとは言いません。ただ、やっぱりもっともっとスピード感を持って、危機感を持ってやらなければならないのではないかなというふうに感じております。

先ほど、スケジュールについても市長のほうから確認の意味で、令和7年度に事業基本計画策定、10年度、福岡県南広域水道企業団に加盟というふうな形。で、11年度以降に工事開始という形になるかと思っております。もう少しやっぱり市長自身、このことについて危機感を持って、熱意を持って推進してほしいと思っております。いま一度、市長、どういうふうに思うか見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 長引くコロナ禍におきまして、議員も御承知のとおり、うきは市内には、例えばうきは市の商工会とか様々な団体がある中で、ここ3年間、総会にも出席できないで、様々な商工業様の皆さんの声も間接的にはお聞きしているんですが、直接的な聞く場がないような状況が続いております。そういう中で、なかなかこの上水道に関する市民の説明についても、大きな支障を来しているところでございます。

しかしながら、今まで多くの御家庭で、地下水で何不自由なく生活されている方も多いたのですが、将来は地下水の枯渇や水質汚染に対する懸念もあります。市民の皆様の命に直結する安全・安心な水を将来にわたって確保するとともに、地域や産業を支える社会基盤の充実を図るために

も、この上水道事業の必要性について市民の皆様に理解が広がるよう、しっかり組織を挙げて取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 市長の言われることはよく分かります。取り組んでいきたい、取り組んでいきたいと言いながら、ここ3年間、全く何も進んでいない。だからこそ、今こうして言っているわけであります。このコロナ禍において、やっぱり何らか方法はないのかということをも真剣に考えるべきではないかなというふうに思っております。

昨日の権藤議員の質問でありましたけど、平成28年から30年間、農的水循環環境調査等によって、地下水に関する資料ということで「うきはの恵水」というパンフレットを作成して、うきは市の豊かな地下水の概況や保全に向けた取組などについて啓発活動を行ったということで、権藤議員の質問にありました。その後、権藤議員は言いました。なぜ、上水道事業に向けて、このようなパンフレット等を作成し、啓発活動をしないのかと。まさしくすばらしい指摘だなと私自身思いました。この「うきはの恵水」というパンフレットだけを見ますと、逆にこれを見たら、むしろ地下水が豊富にあるから上水道事業は必要なのかと。市民に対して、やっぱり何も説明しなかったら、誰もが余計にそう思うのではないかなというふうに私も感じました。

やっぱりコロナ禍で何もできない、何もできないではなくて、今言ったように、例えば上水道に向けて、上水道事業推進に向けてのパンフレットを作成するであるとか、パンフレットを作成しないならですね、例えばうきは市が毎月、広報を出しております。その広報に上水道事業の推進に関する特集を組んでも、市民の人にやっぱりもっと真剣にこの上水道事業に対する思いというのを知らせる必要があるんじゃないかなと私は思っております。

また、この問題、水環境課となりましたけど、水環境課の職員にやっぱり任せるということではなくて、市長自らが先頭に立ってやる気を見せなければ前には進まないのではないかなというふうに思っております。こういったことを思うわけですけど、その辺について市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道事業への啓発、普及という意味でいくと、今、担当のほうも取組を進めておりますので、水環境課長のほうに答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 先ほどのワークショップの話の補足にもなるんですけども、議員のほうから広報の部分のお話が出ました。昨年8月1日号で、水循環基本法で8月1日が水の日に定められている機会を捉えまして、うきはの地下水のことを詳しくお知らせしております。議員の御紹介いただいた「うきはの恵水」というパンフレットに書かれてあるようなことを要約

したわけでございます。それで今年も8月1日、また水の日がありますので、その機会を捉えてまた考えていきたいなと思っています。

実は、「水のワークショップ」でもそうなんですけども、市民の方も、なぜこんなに自然豊かなうきは市で、地下水に恵まれているのに上水道が要るんですかというようなお尋ねといたしますか、お会いしてお話があります。そのとき私たちのほうも、まず、うきはにも水にまつわる4つの日本100選がありまして、名水100選であつたり調音の滝であつたり、棚田もそうなんですけど、それもすばらしいし、五庄屋とか袋野隧道とか水にまつわる立派な歴史もあるというお話もした上でですね。ただ、最近の極端な雨の降り方とか井戸がれのお話とかをしながら、やっぱり将来のことも考えていく必要があるんですよというようなお話もしております。

それでやっぱり先ほどパンフレットのお話も出ていたんですけど、いろんなことを分かりやすく御説明できるようなものが当然何か必要だと思いますので、その辺りというのはよくよく研究してまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 分かりました。

やっぱりですね、なぜうきは市でこの上水道事業に取り組んでいるのか、このことを市民にまず知ってもらうということが必要だと思います。今、課長が言いましたように、なぜこの地下水豊富なうきはに上水道事業が必要なのかと。これは、当然、必要な人もいます。だからやっぱりそういった人たちを見捨てるということではできませんので、このうきは市においても上水道事業、またどういった規模にあるかというのは具体的な中身になりますけど、今後検討していく必要があるかなというふうに思います。

もう一点、市民への推進の中で1つありますのが、やっぱり上水道事業計画を進める中で忘れてはならないのは、一番必要とされるというのは、現在、簡易水道事業に加入している人たちだというふうに思います。この人たちは、もう既に地下水を使えないということで簡易水道事業に参画しているというふうに思っております。うきはにおいては、西屋形区、千代久区、冠区、八竜区と、令和2年度でいきますと、給水戸数が256戸、利用人口で約870名と、こういった人たちがこの簡易水道事業のほうに加入しております。この人たちの賛同、要するにまずこの人たちが一番、上水道事業の理解者ではないかなというふうに思っております。だから、まずこういった人たちに、こういった現状の簡易水道に関係する人への推進、そういったところからでも手がけていく必要があるのではないかなというふうに思っております。今後、この上水道事業を推進する中で、何かの参考になればということでは言っております。

時間の関係もありますので、それ以上は言いませんけど、やっぱりそういった簡易水道、現在使っている人たち、この人たちの意見を聞いて、そしてどういうふうにしていく。やはり料金も

変わってきます。この人たちが反対するような時点においては、ほかの市民の理解は得られないのではないかなという気もいたしますので、そういったところをよくよく検討をお願いしたいと思います。時間の関係で、あと現状、考えられる問題点ということで、問題を提起して、それについて検討をお願いしたいと思います。

市長が、加入率50%ということによっておりますけど、加入率と使用率というのは大きく異なってくると思っております。多分、今、うきはのほうで上水道事業を推進した場合に、地下水と上水道との併用型が、ほとんどの家庭ではそういうふうになってくるのではないかなと思います。そういうふうになった場合、この利用率といいますか、使用率、これをどのように分析していくのか、これはアンケート調査等でも作成する中においては、非常にやっぱり重要な部分になるのではないかなと思っております。

それと、市長が前回の回答で言うております加入率が50%。じゃあ、この50%に達しないとき、この上水道事業計画はどうするのかと。10.9%の希望者を見捨てるのかと。このことも十分に今後検討をお願いしたいというふうに思っております。

さらには、人口減少や事業計画の規模縮小、こういったことも今後考えられるのではないかなと思います。そうなったときに、小石原川ダムに確保しています水量、この余った水といいますか、今後どうなっていくのか。やっぱりこういったこともきちんと今後、説明をお願いしたいと思いますし、議会としても特別委員会のほうでこういった内容も十分検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それと2点目の、先ほど言いました市民意識調査の関係でございます。市民意識調査、これはまだ時期については今の時点では未定であるというふうにありますけど、やっぱり令和7年度計画策定前には、この市民意識調査をするということ去年の12月の佐藤議員の質問の回答で市長としては言うております。計画書策定前にはする必要があるだろうと。やっぱりですね、逆に言えば、この市民意識調査をいつ頃するという明確なスケジュール感を持ってですね。例えば、令和7年度に計画策定に入るのであれば、令和7年度の冒頭でとか、令和6年度の後期、その辺りには市民意識調査を実施していきたいと。やっぱりこういった目標を立てないことには、先ほど言いましたように、この事業推進のスピード感というのが出てこないのではないかなという気がしております。

そういった意味において、今日、いつしてくださいというところまでは追求はいたしませんけど、次の議会ぐらいいまでは、こういったスケジュール感というのをもう少し市長のほうから具体的なものを示してほしいということを要望して、この問題については終わりたいと思います。

それでは、時間も予定の半分経過しましたので、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。2点目につきましては、うきは市職員の人材確保と職場環境改善についてであります。

この問題につきましては、同様な問題提起が昨日、高松議員より質問がなされておりますし、私としても令和2年12月議会において同様な質問を行っておりますので、そのことを踏まえて質問を行いたいと思います。

1点目は、本年の新規職員採用は15人に及ぶと聞いております。定年退職者は4名と聞いておりますので、その他の退職者が9名近くいたということだと思っております。最近は毎年のように、定年退職者のみならず中途退職者が出ているように思います。このような現状になった要因について、市長はどのように考えているのか見解をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目につきましては、今の職場の実態を見ますと、業務に追われ、職員一人一人にストレスがたまっているように感じられます。職場の環境改善や福利厚生についてどのような対応をしているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

3点目ですけど、職員同士のコミュニケーションを取れるだけの余裕が今の職場を見ても感じられないという気がします。もちろんコロナ禍において、職場での懇親会等も制約され、実施できない状況であると思っておりますが、やはりそういったことに対して市長は何か考えているのかということですが、

最後になります。4点目ですけど、会計年度任用職員と職員との割合について、以前にも質問したと思っておりますけど、このうきは市の本庁だけを見ましても、本庁322人中129名が会計年度任用職員であり、割合にしますと約4割を占めております。将来のうきは市の発展を考えたときに、このままの状態が続いていいのかという気がしております。

幸いにも、今年は会計年度任用職員制度がスタートしてちょうど3年目であります。会計年度任用職員については、3年というものが1つの切替えの最終年度になるのではないかなというふうに思っております。そういったことから、今年の秋には新たに会計年度任用職員の募集も行われると思っております。職場の実態においては、会計年度任用職員でいいところもあると思っておりますけど、恒常的な会計年度任用職員が必要な場所に関しては、会計年度任用職員ではなくて、何回も言いますが、きちんとした職員、正規職員を採用すべきではないかというふうに思います。市長は、真剣にこのような実態について調査、検討したことがありますか。

以上、4点について回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市職員の人材確保と職場環境改善について、大きく4点の質問をいただきました。

まず、1点目の退職者の状況についての御質問であります。総務省が令和2年度に実施しております「地方公務員の退職状況等調査」において、離職者全体に占める定年退職者以外の割合は約45%となっており、退職者のおおむね半数程度は勸奨退職や普通退職の理由により退職を



している状況にあります。また、令和3年8月に実施されましたポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会において、若手公務員の離職率は全国的に早期離職が増加傾向にあり、その離職理由についても、30歳未満におきましては、もっと自己成長できる魅力的な仕事に就きたいからの回答が約50%を占めている状況となっております。

うきは市の状況を申しますと、議員御指摘のとおり、昨年度9名の職員が個人都合や家族都合、自身のスキルアップを目指すなど、定年退職以外の理由で退職をしております。人材の確保後、育成を行っていく中途での若手職員の退職は、市にとっても大きな損失であり非常に残念に思っております。

市としましては、組織への定着率を高めるため、令和4年度からは、所属する上司とは別に年齢の近い年上の先輩職員が新規採用職員をサポートするチューター制度を試験的に導入して、職員を孤立させないことを目標に、若手職員の早期離職の防止に向けて取組を行っているところであります。また、産業医とも連携し、特に若手職員について重点的に対応するよう努めているところであります。今後につきましても、こうした取組を強化し、職員の早期離職を防止し、組織力のさらなる向上に努めてまいりたいと思っております。

2点目のうきは市職員の職場環境改善と福利厚生についての御質問であります。職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第42条に基づき、職員及びその家族の福祉の増進を目的とした職員の互助組織である「うきは市職員互助会」を設置し、福利厚生事業を実施しております。また令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、インフルエンザ予防接種の費用助成も実施し、職員の健康保持増進の取組の強化を図っているところでもあります。

さらには、職員が取り扱う業務の専門性が増し、負担が年々大きくなっている中では、心の健康管理が大変重要な要素となっていると認識をしております。そのため、うきは市では毎月2回、産業医による健康相談を実施しているところです。新任係長や時間外が多い職員などには、働きかけを行って早期の相談につなげております。また、所管の管理職も交えたところで協議をし、業務の平準化にも努めております。

また令和2年度から、職員援助プログラムとして民間事業者に委託して、職員本人または家族の方から、臨床心理士や精神保健福祉士の資格を持つカウンセラーに相談できる体制を取っております。相談は、電話やメールで、匿名でも可能で、仕事のことに限らずプライベートなことや心身の健康のことなど、どのような内容でも相談ができるものであります。また、令和4年度からは、メンタルヘルス不調者への復職支援事業を実施しております。このような取組を通して、引き続き職員とその家族の人生をサポートできるよう、また組織の活性化に向け、職場環境の改善と福利厚生の充実を図ってまいりたいと思っております。

3点目の市職員間のコミュニケーションへの取組についての御質問であります。組織が円滑

に事業執行を行うためには、良好な組織内のコミュニケーションは欠かすことができません。職員同士の横の関係だけではなく、縦や斜めのコミュニケーションも活発になれば、業務の効率化や生産性向上なども期待できます。しかしながら、昨今のコロナ禍により、議員御指摘のとおり、職員同士での懇親会などを開催することができておりません。特に、新規採用職員にとっては、ここ2年ほど歓迎会も開かれていない状況であります。そのような中でも、当面はそれぞれの職場でそれぞれに工夫したコミュニケーションの取り方で、管理職を筆頭に、組織の結束に尽力をしていかなければならないと受け止めております。

また、現時点では、各課や各係内での懇親会は自粛を求めているところではありますが、これ以外に組織横断的・目的達成型のプロジェクトチームを複数組織しており、所属部署とは別のコミュニティも出来上がっているところでございます。このような多方面な人付き合いにより、多様な感性や価値観の醸成や充実感の達成を促し、また所属部署に持ち帰った際のさらなる組織力の向上につなげていくことができると考えております。

4点目の会計年度任用職員、全体の4割ではないか、多いんではないかという御質問であります。地方行政の重要な担い手となっている臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されております。会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員と定義をされており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムの者と1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムの者の2つの類型が設けられており、うきは市におきましては本来非常勤である職という観点を踏まえ、各課へのヒアリングを通じて、それぞれの職の必要性を十分確認の上、1週間当たりの勤務時間を原則として30時間と設定をしております。

うきは市におきましては、短期、中期的な視点での政策と考えられるコロナ対策、マイナンバー対策や地域振興の重要な担い手である地域おこし協力隊の積極的な活用から、会計年度任用職員数は増加傾向にあります。組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的、効率的、機動的な行政サービスの提供を行っていくことが重要だと考えております。

今後は、民間委託の推進等による業務改革を進め、正規職員を含めた職員全体において、簡素で効率的な行政体制を実現するよう努めてまいります。また、正規職員の業務負担については、毎年実施している組織体制ヒアリング等を通じて、現状把握と課題解決に向け努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 一度に、あまりにもたくさん、ちょっと質問の項目も多かった

ので、なかなかまとまりがつきませんでしたけど。

まず1点目の、定年退職者が4名、その他が9名というところで、平成27年度から6年間の退職者ですけど、定年退職者が本庁で34名、その他の退職者が27名と。合計で、この6年間に約61名の本庁職員は退職しているわけです。それに対しての採用というのは、62名採用がっておりますので補充はできておりますけど、先ほどの話でありませぬけど、裏を返せば年々新規採用者が多くなって、仕事の効率というのは悪くなっており、昨日の高松議員の質問でありますけど、市民サービスの低下の要因にもなってきておるといふうな。やっぱりそれを防ぐために、どうしても係長や管理職に係る仕事の負担というのは、逆に年々大きくなってきているんじゃないかなという気がしております。

先ほど、いろいろ早期離職が増えているということにはなっておりますけど、管理職の方についても最後まで、定年退職まで勤めないで、その前に、あと少しというところでも離職しているような、そういった状況も生まれております。

皆さんも感じていると思いますけど、今現在ここにおられる管理職の皆さんも、早い人は40代で管理職に昇格するなど、年々、今、若返ってきているというのが、やっぱりそれだけ途中で離職される方がいるから、そういった現状になっているかと思っております。昔は、管理職になるのは大体定年退職前の5年間ぐらいでありましたから、5年間ぐらい管理職をやれば定年退職を迎えたということですけど、今ここにおられる管理職の皆さん、約10年以上、管理職をしなければならぬというのが実態ではなかろうかと思っております。

こういったことを踏まえて、やっぱり昨日の高松議員の中でありましたように、例えば採用前の段階からミスマッチを減らすためにいろいろな取組をしていると。こういったことも非常に重要なことかと思っております。そういった点も含めて私が思うのは、もう少し職員採用等において5年、10年先を見越した長期的展望に立った採用計画、そういったものができないのかなという気がしております。

こちらのほうの資料としては、年代別職員の資料等も頂いております。やっぱり急に管理職が若い年代まで下がったりとか、そういった部分について、長期的展望に立った採用計画、そういったものが今まではなかったからだと思うんですよ。例えば、何人辞めるから何人補充すると。その年その年の行き当たりばったりと言うと失礼ですけど、やっぱり辞めたしこを補充すると、全くそういう考えで職員採用というのがなされてきておる。そうじゃなくて、多い年も少ない年も若干出るかもしれませんが、やっぱり長期的展望に立って、例えば年代的にはさまの世代が出ないようにですね、そういったことも考えたらいいんじゃないかなと。

また、試験採用ということでもありますから、年齢構成も、市内居住とか市外居住とかいう計画性のないものになっているんじゃないかなと思っております。やっぱりそういったことを考えた

ときですね、将来のうきは市の人材確保や職員育成、こういったことを考えた場合には、やっぱりもう少し長期的な、5年、10年計画を持った職員採用とか人事異動、これができないものかなということをおもいます。その辺について、ちょっと市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も十二分に御理解だろうと思っっているんですが。私が市政運営を担わせていただくようになって、一般職員の定数については増えております。というのも、今まで育児休暇に入られる方については非常勤職員でカバーしていたのを、今、正規職員で、要するにカバーをしている関係もあつて、職員全体が増えている状況であります。

そういう中で、長い目で見ますと、我が国の人口も減少し始めて11年で、残念ながらうきは市も人口減少を食い止めることができません。そうしますと、将来の縮小社会を見据えた行政運営の在り方を考える上で、様々な職員の確保については毎年毎年議論して対応させていただいているところであります。今もいろいろ苦勞していただいているんですが、ちょっと総務課長のほうからも答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

今、市長が答弁しましたのに付け加える形になりますが、長期的な観点に立った職員採用のことについてということでございます。特に今般、定年延長ということで、60歳以上の職員が、大枠で言いますと管理職を解かれた後に一定期間、定年延長になるというような仕組みが、今年度中には議会のほうにもお示ししなければならないと思っております。

そういった中で、例えば2年に1歳ずつ定年が延長されるという状況にもなっておりますので、そういった段階での人員配置というのは非常に難しくなっております。そういったところも含めたところで、また新規採用も含めたところで総合的な計画は立てていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） どうもありがとうございました。

ぜひともそういった定年延長の問題もあります。やっぱり採用については、採用、人事異動等の関係について、やっぱり長いスパンでもう少し考えていくような、そういった体制をぜひともお願いをしたいと思います。

先ほど管理職の関係に触れましたので、もう少し触れたいと思います。まず、管理職の待遇改善の問題であります。先ほど言いましたように、今のこの若い管理職の皆さん、10年以上、

多分管理職をする方も出てこられると思います。今現在の給与体制からいきますと、管理職になれば5級を2年経過した後に、たしか6級に昇格するというふうに記憶しております。しかしながら、以前は管理職になるのが定年退職前5年ぐらいでありましたので、それで別に問題なかったんですけど、現状、先ほど言いましたように、10年以上管理職をしなければならない職員も出てきております。

うきは市では、部長制度というのは市長公室長以外、部長というのはありません。だから管理職は、もう5級から6級に昇格したら、もう6級止まりで、給与の昇給というのは多くはもう期待できない。そのままの状態というか、あんまり期待できない形で10年過ごさなければならぬというようなことであります。ほかの市町村においては、部長制とかいうのを取って、部長は7級までわたることができます。そういった部分もあります。

1つの提案でありますけど、例えば2年で6級に昇級した場合、その後さらに6級を5年経験したような管理職については、部長相当職という位置づけをして、7級に昇級するとか、そうした改善もできないのかなと思っております。やっぱりここにおられる管理職の皆さんのやる気を出させるような環境をつくってやるのも市長の使命だというふうに思いますが、そこについても市長の考えをお願いしたいと思います。

時間がありませんので、もう一点、市長のほうに。

令和2年に、12月の一般質問で私が市長に、これと同じような問題で質問したときに、市長はそのときですね、その年の3月12日から18日までの間、課ごとに全職員との意見交換会を実施し、職員とのコミュニケーション強化に取り組んだというふうに回答されております。大変いいことだと思いましたが。ただ、今現在もそれを行っているのかなというところです。そのときの回答には、今後とも職員間の連携を強化し、市の課題解決に取り組んでいきたいというふうに、はっきり市長は答えております。コロナ禍で、職員同士の連携やコミュニケーションもままならない中、やっぱり市長として、今こそこういったことを取り組むべきではないだろうかと思っております。この2点について、時間が6分しかありませんけど回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、管理職を含めて職員全体のモチベーションを維持向上するということは、非常に重要なことだと思っております。ただ、法令上、級別基準表というか、級別職務基準表というものがあって、それぞれ級別管理というのが必要になってきておりますので、そういう範疇の中でどのように対応するのか。これは、近隣の市町村の動向なんかもしっかり見ながら対応しなくてはいけないという話ではないかと思っております。

もう一つは、私自身がやっぱりうきは市の財政状況といいますか、特定財源が少ない。つまり財政力指数がかなり低い中で、どう健全に財政運営をやっていくかというのも私の務めでありま

す。そういう中でどのように考えていくかというのは、やっぱり必要ではないかと、このように思っております。

それから、確かに御指摘のとおり、職員でちょっと不幸な出来事もありましたので、全課とミーティングをした時期もあります。それから、しばらくしてコロナ禍ということで、ほとんどこの2年間、そういう組織だって職員との意見交換というのはしてはいないところであります。なかなかですね、前回の議員からの質問に、私自身がリーダーとしての役割を十分に認識しているのかという、厳しい御指摘もいただいております。そういう御指摘については、しっかり受け止めて、私がリーダーとしての人間力をどう備わっているかということに尽きるのではないかと思いますので、そういうところはしっかり受け止めさせていただいて、職員管理について当たっていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、市長のほうが最後に言いましたように、やはり職員管理の関係につきまして、市長は常日頃言っております。足元を見て、そして現場主義であるというのが、市長、常々言われてきた言葉であります。やっぱりそういった意味において、市長の一番足元であります職員とのコミュニケーション、そういったのを現場に足を運んで、市長室に職員を呼びつけるのではなくて、市長自らがやっぱり各課を回って、様子を見ながら、そういった雰囲気を感じ取って、そして仕事をやってもらうという、そういう姿勢を今後ともぜひとも貫いてほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が、あと3分しかありません。最後に、職場環境の問題で1点だけ市長のほうにお願いをしたいと思います。職員が働きやすい職場環境づくりというところで、福祉事務所を市長は直接行かれたことがありますでしょうか。私、いろんな各課を見て回りますけど、あの福祉事務所、課長もおりますけど、所長もおりますけど、非常に働いている場所が狭い、窮屈。ほかの課に比べても、あの福祉事務所の中はめちゃくちゃ窮屈だなというふうに感じております。

そして聞くところによると、休憩室も福祉事務所にはないと。もちろん保健課にもありませんけど、保健課はほかのちょっと会議室なり部屋があるから、そちらでちょっと休憩することもできると聞いておりますけど、福祉事務所については全くそういった場所がない。まして、あそこが一番いろんな方が相談に来られる場所であります。そういった相談室についても非常に狭くて、相談に行った方から逆に聞いたことがあるんですけど、声が筒抜けで、いろんなことをやっぱり相談しづらいというようなことも聞いております。そういった職場の中で、特に福祉事務所とかいうのはいろんな方が来られますし、非常に職員も気を遣う場面が多いのではないかなと思っております。もう少しそういった職場環境をよくするということであれば、やっぱり現場を見てもらって、そして現場の職員の声を聞いて環境を改善していってほしいというふうに思ってお

ります。

ちょうど時間が残り1分になりました。最後になりますけど、昔の戦国の武将であります武田信玄は言っております、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」と。市長も御存じだと思います。どんな立派な城があっても、人の力がないと役に立たない。つまり国を支える一番の力は人の力であり、信頼できる人の集まりは強固な城に匹敵するという考え方と私は理解しております。市民の満足する市政を行っていくためには、どんな立派な施設を造っても、市長を中心として市政を支える職員の力がないことには立派な行政はできないというふうに思っておりますので、ぜひともこの言葉を胸に刻んでいただきましてスムーズな市政ができますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の一般質問、これで終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、13番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。13時45分より再開します。

午後1時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、最後になりますが、8番、岩淵和明議員の発言を許可します。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 8番、岩淵和明と申します。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思ひます。

今回、改めて選挙後、新しく議会の体制の中で所管の部署が替わったということもありまして、今回はそういったことも含めて質問の幅をちょっと広げさせていただいて、農業問題も含めて、今回、コロナと農業問題、2つの問題、御質問させていただこうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに新型コロナ感染の拡大の課題について質問させていただきます。

新型コロナ感染症が福岡県で公表されているものを見ると、5月19日以降、実効再生産数が1を下回って0.6、若干0.7と先週辺り少し上がっていましたが、そういった状況が続いているということでもあります。そういう中で、うきは市はどういう状況かということでもありますけれども、若干ほかの地域よりも高い傾向が見られているというのが、この間の推移だったというふうに思っています。そういう意味では、新型コロナウイルス感染症の第6波、主流であるオミクロン株は、その多くは軽症で治癒しているということでもありますけれども、規制が緩和実施されております。改めて感染予防をしながら日常の活動を行うのか、いわゆる自己責任ではなくて、

基準をちゃんと示した対策が必要ではないかということ、以前のコロナ関係の質問のときにも申し上げておりましたが、改めてその点について伺いたいというふうに思っております。

まず第1点目は、オミクロン株感染への行動制限や積極的疫学調査実施について、基本的な考え方が今年に入って変更されております。そういう意味では、市民への具体的な説明が必要と私は考えているんですけども、その辺の市長の考え方をお尋ねしたいというふうに思っています。

2点目は、このオミクロン株感染拡大の中で4割を超えるうきは市での子供世代への感染、そういうものの抑制策ですかね、具体的な実施についてどういったことをやってきたのか、あるいはこれからどういうふうにするのか、改めて所見を伺いたいと思っております。

3点目は、福岡県のコロナ警報が解除されておりますけれども、先ほどのいろいろな答弁の中で、ほかの議員の方の答弁の中でも、やはりコロナ感染ウイルスが非常にやっぱり制約されているという状況があるとお話がありました。そういう意味で、うきは市が行う公益事業への社会活動といった、あるいは福祉活動も含めてですけども、どのように緩和していくのか、感染防止策への対応と併せて、改めてこの辺についてもきちんと基準をつくって市民に説明していくということが必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺についての所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染症拡大防止課題について大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の行動制限等に係る市民への具体的な説明と、2点目の子供世代への感染抑制策のうち、保育園と学童保育について、そして3点目の福岡コロナ警報解除後の感染防止策などに関する市民への説明につきましては、私から答弁しまして、その後、2点目の子供世代への感染抑制策のうち小・中学校に関する部分につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

それでは、1点目のオミクロン株感染の行動制限や積極的疫学調査の市民への周知についての御質問であります。オミクロン株につきましては、感染・伝播性や、その倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきました。御指摘の行動制限や積極的疫学調査につきましては、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、これまで国・県が判断し、方針を変更してまいりました。

具体的には、濃厚接触者の行動制限につきましては、平成4年1月28日から自宅待機期間が10日間から7日間に短縮され、2日にわたる抗原定性検査で陰性を確認した場合、社会機能維持者は5日目に解除という取扱いとなりました。さらに3月16日からは、保育所、幼稚園、学



校等の職員は、医療・介護従事者と同様に、ワクチン接種済みであり、毎日の検査で陰性の確認の上、注意事項を満たす限りにおいて業務に従事できることとなっております。

また、保健所の積極的疫学調査につきましては、段階的に調査の対象が絞られました。今年の1月17日からは、陽性者の同居者、医療機関、高齢者・障がい者施設、保育所、幼稚園、小・中・高等学校及び放課後児童クラブになり、さらに同月の27日からは陽性者の同居者、医療機関、高齢者・障がい者施設に絞られました。そして3月16日からは、一般事業所は濃厚接触者の特定を行わず、自宅待機等の行動制限を求めないこととなりました。

これまでの変更につきましては、うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部会議や関係する担当課において情報共有を行っております。その上で、保健所が調査を行わない小・中学校や保育所等、市役所職員については、各担当課において県が示した濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェック表や対応シート、行動制限等の資料に基づき、濃厚接触者の特定及び自宅待機等の行動制限をお願いしてまいりました。

市民の皆様への周知につきましては、ホームページに「濃厚接触者の特定及び行動制限」を掲載しております。また、市民や市内事業者の皆様からの問合せがあった場合には、保健課や担当課において個別に説明を行っております。今後も、市民の皆様の感染症対応に対する不安を軽減するために、国や県の基本的な方針の変更については、引き続き十分な説明を行ってまいりたいと思っております。

2点目の「子供世代への感染抑制策」についてであります。市内保育所と学童保育所の令和4年1月から3月までの新型コロナウイルス感染症の実態としましては、一部自宅待機が22件、全部休所した保育所等は3件、学童保育所は1件でした。現在の新型コロナウイルス感染症対策としては、基本的な健康観察、手洗い励行と3密の回避、換気、使用施設用具等の消毒を行っているところでございます。

感染抑制策としましては、国・県からは保育所、認定こども園、学童保育所等に対して基本的な対策を行い、感染の防止に努めつつ、「できる限り保育の提供の継続に努めること」や、「室内で児童が近距離で歌を歌うことや児童を密集させるような遊びや運動を避ける」。「保育所を利用する保護者に対して、送り迎え時の密の回避、マスクの着用、消毒などの感染防止策への協力依頼」、「マスク着用は一時的に2歳以上児について勧めていたものを、現在は一律に着用を求めない」ことの通知が来ているところであり、これらについては市内保育所などで対応するとともに、市内保育所等を通じて保護者に周知を図っているところであります。

3点目の福岡コロナ警報解除に伴う事業の実施や市民への説明についての御質問であります。議員御指摘のとおり、福岡県における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する県民への要請の目安として出されていた「福岡コロナ警報」が、去る6月1日に解除されたところであります。

す。今般、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の状況や、これに関連する病床使用率などをはじめとする医療への負荷の状況が改善しており、これが警報解除につながったものと受け止めております。県の打ち出している方針からしましても、今後は感染拡大の防止を図りながらも社会経済活動の活性化も進める必要があります、この両立に努めていく必要があると考えております。

しかしながら、足元では1日当たりの県内の新規感染者がようやく1,000人を下回るようになったものの、いわゆる第5波以前と比較すれば、依然として高い水準であり、うきは市におきましても、連日のように1日当たり10人前後で感染者が確認されていることから、当然ながら感染が収束したわけではありません。また福岡県では、死亡者についても一定数発生し続けており、このような状況の下、現時点で社会活動や福祉事業を全面的に、また無条件に緩和できる状況にないものと承知をしております。

市において実施する各種事業については、その実施場所や活動の内容、出席する方のワクチン接種状況、年齢や健康状態等がそれぞれに異なっており、これらを一律に対応方針を定めて市民の皆様へ説明できるものではございません。特に高齢者等の皆様が参加をするものについては、実施の是非について特に慎重に検討する必要があります。例えば、私たちは今後も引き続き、県が示すところの3密の回避やマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気などの基本的な感染防止対策や希望者のワクチン接種、飲食・飲酒を行う場合の留意点などについて徹底して遵守する必要があります、各種事業においてもこれらが守られて初めて安心して実施できるものと受け止めております。

このような状況の下、事業の開催の可否や実施方法等につきましては、福岡県の方針に従うとともに各種事業の特性を考慮し、関係者との協議を十分行った上で適宜判断して進めていくとともに、その旨を市民の皆様にもしっかりと周知してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、文部科学省のガイドラインに沿って校医に相談した上で学級閉鎖等を実施しており、令和4年1月から3月までの小・中学校の実態としては、学級閉鎖14件、学年閉鎖2件、学校休業1件でした。感染症に対する学校の取組として、これまでの基本的な対策を確実に継続して実施するとともに、4月に改めて保護者に対して、新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組の徹底について周知したところであります。

また、うきは市の感染状況を踏まえ、現在も給食時は黙食を行っており、学校施設の共有部分等の消毒を継続しております。中学校で陽性者が複数名発生したときの対応として、対外試合も含めて部活動を中止するなど感染拡大防止に努め、状況に応じた対応を行っております。しかし

ながら、いまだに家庭内感染が見受けられる状況であるため、一人一人が感染拡大防止の意識を継続していただくよう、今後も保護者等への取組の周知が必要と考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そしたら、皆さんのお手元に1枚資料をお配りしています。それを見ていただいて、これが実際には1月12日からの公表から始まっているわけですが、私が火曜日から月曜日を1週単位として自分でデータ化したものでありますけれども、それぞれの1週間単位の、週の1から21まで数字が載っておりますけど、1週間当たりがこういう数字状況でした。

一番大きいのは、やはり5のところですかね、1週間で160で、人口10万人当たり、これはうきは市の人口、住基ネット上の人口で感染者数を割ったものであります。最高で557.5人ということで、最近では204.5人ということであります。まだ200人台。7日の週、6月に入ってから100人台、百五、六十人台という状況があると思いますけども、先日、土曜日で11人出て、また170人ぐらいまで戻ってる感じがありますけれども、いずれにしても高止まりという状況があるかと思えます。それが、下に書いているのが表になっているとおりです。

裏面が、B面のほうで、それぞれの1週間単位ごとの、10代単位を別にして、これは県が公表している県全体の数値と県全体の数値と、本当はもっと、1枚コピーすればよかったんですけども、比較すれば一目瞭然です。実は、10代、20代のところの数値が非常に高い傾向にあるということです。10代というか、10歳未満と10歳代。そして全体としては40歳代までのところで80%ぐらい、50歳代まで行くと90%ぐらいになると。こういう、実は福岡県の数値と比べても非常に高い傾向にあるというふうに思っております。

差としては、最近の表で言えば、うきは市のこのアベレージ自体が、5月31日の週ぐらいのところで、10歳未満で3ポイント、10代で4ポイント、あるいは5月の下旬になりますけど、5月22日からの週になりますけど、10歳未満でプラス16ポイント、10代でプラス4ポイント、5月の半ばになりますけれども、17日の週ですね、10歳未満で8ポイント、10代で4ポイントということで、いずれもやっぱり高い水準にあるということなんです。

さっき教育長のほうから、ガイドラインを守ってやっているというふうなことです。ただ、それでもいわゆる家庭内感染、どういうルートでやっているかという問題で言えば、疫学調査を行わないというふうになっておりまして、そういう意味では全然分からないんですよ。だから、じゃあ学級閉鎖が圧倒的に多いかということ、そうでもないという状況だと思うんですね。要は、一つ一つ感染対策を行っている実情だけれど、何が違うのかということを実はいろいろ調べさせてもらったんですけど、内閣官房室でつくっている3回目のワクチン接種の年齢別、階層別とい

うのが実と言うとあるんです、各47都道府県の数値が出ているんです。市町村単位はちょっと出てないんですね。

うきは市も、ワクチン接種について年代別には出ていないんですけど、福岡県全体よりも、さっき言いましたように、感染の多い10歳未満とか10歳代、あるいは30歳、40歳といったところが、実はワクチン接種率低いんですね。これもっと極端なのが沖縄なんです。沖縄は、もっとうきは市よりも低いんです、福岡県よりも低い。全国の3回目のワクチン接種、これ6月9日時点でのところですけど、12歳から19歳で全国が26.4%ですけども、福岡県は23%です。ここで沖縄の話していいのかどうか分からないですけど、15.7なんですね。30代で言えば、全国が46、福岡県が42.5、沖縄は31.9と。これは内閣官房のホームページに載っていますので、見てもらえれば分かる。本当は資料をお見せすればいいんですけど、そういった違いが実と言うとあるんですね。

そういう意味で、ワクチン接種が、位置づけが4回目のとこで少し変わってきてるところもあるんだけど、きちんとそこら辺のデータを集積して判断しなきゃいけないというところがあるだろうと思う。でないと、いわゆる日常活動をどう維持していけるか、そこに非常に不安定さを求められる、リスクが高い状況が続く、フラストレーションが高まるということになるだろうと思うんですね。

そういう意味では、改めて、これ3月16日に厚労省の感染症推進本部から出されたオミクロン株のときの、流行しているときの基準を見直しますよという内容について、その辺の検討が十分になされたのかどうか。そういう意味で、うきは市は、さっき答弁の中で聞いたのは、丁寧に相談に答えているという話でした。実は、この文章の中には、周知をなさいとなっているんですね。うきは市は、その基準が変わったことについて周知はどういうふうにしたんですか。いろいろ組織があるだろうと思うんですね。学校だけじゃなくて、保育園もそうだし、いろんな福祉施設も含めて、あるいは自治協議会も含めてあるだろうと思うんですが、その辺は、こちらからアプローチしていくという方法は取らなかったのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、市民の皆様への周知については、ホームページやいろんな問合せに対してしっかり個別に説明をしているという答弁をさせていただきました。詳細については保健課長のほうから説明をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

市民への行動制限だとか疫学調査の変更につきましては、ホームページのほうに掲載しております。また、各担当課において、県が示した基準に基づいて、必要なところに情報を周知してい

るところです。個別に市民や市内事業所からの問合せは、保健課にオミクロン株のときは毎日相談があっておりましたので、そういった方には個別に周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） もう一つ、じゃあ確認します。

今さっき、私はワクチン接種について、各年代別の、10歳単位の年代別のデータ、内閣官房室のところでまとめているんですけど、VRSを使ってデータ集積できると思うんですね。これは集団接種だけじゃなくて、個別接種も含めてデータできる、抽出できると思うんですね。そういうのは年代別ワクチンの接種率について調査する価値があると思うんですけど、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 3回目接種におきましては、おかげさまでうきは市は現時点で59%、福岡県が57%ですので、県よりも2ポイント上回った接種率になっております。これを細かく年代別に分けてという御指摘がありました。このことにつきましては保健課長より答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） ワクチン接種の年代別の接種率についてのことになりますけれども、現在、小児接種、5歳から11歳の接種率につきましては、ホームページのほうで掲載をさせていただいているところです。6月1日現在でホームページのほうで周知をしていると。感染者の状況とワクチン接種率というのが、その年代別の検討というのは保健課のほうでも協議をしまして、年代別にワクチンの接種率をVRSで抽出をして、今後ホームページ上でお知らせをするように、今、準備をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 総体で見るとそうなんですね。それは何でか。それは高齢者の接種率が高いからです、単純に。受ける人も多いからです、人口比で言うと。なので、全体で見ること、いわゆる、今、感染が比率として高い10歳未満、10代、あるいは30代、40代のところをきちんと見ていくということが大事だと思う。それが感染対策になるということ。その中でどういう、今、積極的疫学調査が行われていない中で何を見ていくのかということが大事なんです。

しかも、さっきいろんな議員からの質問の中で、コロナがあつて、コロナがあつてということで開けていない。保健課が抱えている包括ケアシステムの構築の問題だって、この2年間、全然

進んでないわけじゃないですか。今、ある程度下火になって、軽症になったオミクロン株の中で、どうコロナと付き合った社会を築いていくのかということをしちんと考えないと、それを、方針を示さないと駄目ですよということを私は言いたいです。でないと、全部コロナのせいになって、行政が遅れていると、そういうふうになってしまうんですね。それではいかんでしょう。社会活動をやっぱり止めないということが必要だと。そういったことが大事ではないかということをしちんと強く言いたいと思っています。

そういう意味で、今回の一般質問の冒頭ではそういうことを申し上げたかったです。

時間がないので最後に、改めて蔓延防止する感染症法について、感染症法からレベルを変えたらどうかという話も実はいろいろあるんだけど、その感染症法の第2条と第3条に、法の理念を考えて、やっぱりきちんと感染者の患者が置かれている立場に立って深く認識して計画的に推進しなさいと、一応国の法律はそうなっているわけですね。ただ、そのことをやっぱりそれぞれの自治体の長、あるいは感染対策に関わる人たちは、それをきちんと読み直して、何が足りていて何が足りてないのかということをしちんとその都度、思い巡らすことが大事だ。だから感染対策も、私がいつもどおり聞くと、県の指示に基づいて社会活動を基準にしてやっていますと言うけれど、実際いろいろ個々聞いてくると、会議は持てない、あるいは主催者の判断によるという、責任をほかに転嫁させているという状況が続いているわけです。それは正しくないんじゃないでしょうか。

ちなみに、かかり増し費用というのがあると思うんですね。学校でも保育園でもあるんですけど、こうやって講演した後、こうやって拭いたり、あるいは授業の後にいろいろ拭いたりする。児童の対応に、教員だけじゃなくて、そういった人たちの要員を配置して、やっぱり感染対策をさらに徹底していく。本人の責任じゃなくて全体として回していくという、そういった取組をやっぱりきちんと予算化も含めてしてほしいというふうに私は思います。

そういうことを改めてお願いして次の質問に移りますけれども、何かありましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども触れましたが、今、3回目のうきは市の接種率については、福岡県よりも多い59%、ほぼ国に近い接種率になっております。確かに年代ごとまでは、今、手元にはないんですけども、65歳以上の方がそのうち85%を占めていると、接種率がですね。それは十二分に承知して、必然的に若い世代がやっぱり接種率が低いというのは十二分承知した中で、今まで議員のほうから感染防止対策の議論が多かったもので、私も事あるごとに若い人への接種を納得して受けていただくように今までお願いしてきたところであります。

今回、改めて議員のほうから、社会活動あるいは地域経済を回す必要もあるという、ウィズコロナの指摘もいただきましたので、十二分にちょっと内部で検討させていただきたいと、このよ

うに思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） よろしく願いいたします。

次に、農政の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今、大きな政治課題として、大きく新聞、テレビで報道されているとおりで、あらゆるものの値段が上がっている中で、特に農業について着目して質問させていただこうと思っております。燃料や資材等の高騰によって、特に農業を営んでいる方々へ、この支援についてお尋ねを3点ほどしたいと思います。全てが高騰に対する問題だけではありませんけども、お尋ねをしたいと思います。

まず第1点目は、農作用肥料・飼料等々の価格上昇が続き、農家の生産費が賄えないという声があります。作付に応じた早期の予算措置で支援措置を求めますが、うきは市の所見を伺いたいと思います。

それから2点目は、水田活用直接支払交付金の削減に対することが実施されております。これへのうきは市としての対策について、あるいは所見があったらお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

3点目は、持続可能な食料システムの構築を目指すとして、「みどりの食料システム戦略」というのが、昨年施行されております。それについて具体的に、今年度の予算も含めて出ておりますけれども、取組について、お考えについて少し所見を伺いたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、持続可能な農業政策に関する課題について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の肥料・資材等の価格上昇への支援についての御質問であります。議員御指摘のとおり、肥料をはじめ燃料、資材等は、昨年秋より国際市況の高騰、円安等の影響を受け、価格が上昇してきております。特に肥料においては、原料となる窒素、リン、カリの大部分を海外より輸入し、ロシアのウクライナ侵攻が価格高騰に拍車をかけている状況にあります。

このような厳しい状況の中、飼料や燃料については、「配合飼料価格高騰緊急対策事業」や「施設園芸セーフティネット構築事業」等の国の支援策が打ち出されておりますが、肥料や電気・資材等については、現時点で農家への直接的な支援はなされていない状況であります。農業を行っていく上で肥料は欠かせないものであり、議員がおっしゃるとおり生産費に直接影響し、離農等につながらないか危惧をしております。今後の国・県の肥料等の高騰対策の事業

が打ち出されることが想定されますが、まずは制度等の詳細について情報収集をし、国・県の事業を迅速かつ適切に実施した上で、さらに国・県の事業では対象とならない部分や隙間を埋めるような支援を講じてまいりたいと、このように考えております。早期の予算措置が必要と認識しておりますが、肥料につきましては、種類、施肥量も多岐にわたっており、また作物によっても全く違ってきますので、国・県の対策と合わせた支援を行っていくことが適切な支援につながるものと考えております。

2点目の水田活用の直接支払交付金の削減についての御質問であります。水田に関連する交付金は支援内容が大きく3つに分かれております。まず1つ目が、「畑作物の直接支払交付金」になります。こちらは、麦、大豆、そば、菜種を作付すると、交付金が支払われるものとなっております。交付単価については、10アール当たり最低2万円となっており、品質が上位等級で収穫量が増えると交付金が上乘せされる制度となっております。

2つ目が、「畑作物の収入減少影響緩和交付金」になります。こちらは、米、麦、大豆の販売収入の合計が基準販売額を下回った場合に差額の9割を補填するといった制度となっており、支払いについては翌年度に支払われる制度となっております。

最後に3つ目が、「水田活用の直接支払交付金」となっております。こちらは、国が戦略作物に位置づけている作物を作付した場合や、地域独自で戦略作物として位置づけた作物を作付した場合に対して支払われる交付金となっております。

議員御指摘の「水田活用の直接支払交付金の削減」の内容としましては、今後5年間に一度も水稲作付がなされない農地については交付対象外になるというものであります。今年度から交付金が出ないということではありませんが、令和8年度までに一度も水稲の作付をしなければ、令和9年度より交付金が出ないこととなります。これまで主食用米の需要が毎年減少する中、飼料用米や麦、大豆等への転換を図り、主食用米からの転換を図る際には交付金による支援を国は進めてきました。市としましても、JAにじと協力し、飼料用米、麦、大豆等による転作を進めてきた結果、一部の農地では継続的に転作作物を作付している状況にあります。市としては、制度について対象者に周知していくとともに、今後可能な限り、5年に一度の水稲作付の呼びかけをしていくところであります。

また、これまでの国の施策の中で、生産調整や畑作の戦略作物を推進してきたことを踏まえ、水利や立地等の関係等で水稲の作付が困難な箇所につきましては、救済措置等について国等に要望していきたいと、このように考えております。

3点目の「みどりの食料システム戦略」に対する取組についての御質問であります。御質問の内容のとおり、国は持続可能な食料システムの構築を目指すため、昨年度、「みどりの食料システム戦略」を策定しております。その中で、環境に配慮した農業の普及や有機栽培等の支援を



掲げております。市としましては、令和3年度3月補正で予算計上させていただきました「みどりの食料システム戦略事業」を活用し、農家の協力の下、米、大豆、麦の減農薬栽培の実証について取り組むとともに、現在、慣行栽培では、プラスチックコーティングされている肥料が主流ですが、環境に配慮し、プラスチックでコーティングされていない肥料への転換等の実証等も計画をしているところであります。

また、有機農業の取組につきましても、「みどりの食料システム戦略」の支援メニューを活用できないか、福岡県と調整をしているところであります。これまでの国や県の事業は、慣行農業を中心とした支援策が主体でありましたが、今回、「みどりの食料システム戦略」が策定されたことで有機農業等にも焦点が当たり、営農方法の転換や有機農業に興味を持っている新規就農者や市外からの移住者のあっせんにもつながることが期待されます。今後は、従来より取り組まれてきた農地の集約・集積による大規模化、生産性向上や省力化のための機械・施設導入等を引き続き進めつつ、「みどりの食料システム戦略」で示された減農薬栽培や有機農業等につきましても、並行して推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 再質問になりますけれども、1点目の資材高騰に関する支援の在り方です。先ほど、電気に関してはないということをおっしゃっています。今現在、見ていると、そうかなというふうに思っているんですけど、全部が全部十分に賄える、賄えるというか、一部であろうかどうかも含めてですけど、こういった支援の在り方が最終的には設計されるかということによって、そこの電気代とか、あるいはほかの資材も含めてですね、新たに例えばハウスを造るとか、何かそういったことへの別な、従来の価格よりは上がった分について支援するとか、そういった幾つかの選択肢がある。だから、それはそれで国や県がこういったことを、今、議会でやっているところでありますので、十分に注目しながらやらなきゃいけないんですけど。

うきは市の農業の、やっぱり一番大事なのは、全体で農業の形態が2020年の農林省の農林業センサスをベースにいくと1,128あるんですけども、うち個人経営が1,103、全体の98%ぐらいあるんですね。そのうち608は1ヘクタール以下、いわゆる規模が小さい。で、福岡県が全体で51.9なんですけれど、少し多い比率になっている。いわゆる、そういう意味から含めて、それからもう一つ言えるのは、生産品目によって所得が違うわけですけども、販売金額もそのセンサスに載ってはいるんですけど、300万円未満が62%ですね。

そういう意味で言うと、今回の値上がり非常に経営を逼迫する。経営というか、農業自体をやめていかざるを得ない、市長が答弁されたような状況が生まれてくる可能性があるということ危惧しているんですね。そういう意味では、早めの対策をしないと、あるいは早めに声掛けして、どういうことを望んでいるのかということをきちんと聞き取らないといけないと思うんです。

けど、そういうコンセンサスをつくることはできますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの質問でいきますと、情動的にいろいろな農家がどれだけ逼迫しているかとか、そういった情報を、事業を打つ手前で情報収集できるかというところの御質問等と認識しておりますけれども、そういった情報につきましては、実際に価格高騰、肥料についてですね、価格高騰についてはJA等も全農の情報もいただいたりとか、そういったところで情報は共有しているところでございます。実際に、もう県のほうも、議員おっしゃるとおり、支援については準備を進めているところがございますので、いち早くそういったところに取りかかれるような情報収集については、関係機関も踏まえて連絡・連携は取っていくところで考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それで私が一番大きく捉えたかったのは、小規模、個人経営、家族経営でされているところなんです。この間、ずっと国や県が行ってきているものというのは、一定規模、あるいは3戸集まらないと駄目とか、5戸集まって何かをしないと申請を要件としない、こういった事例が非常に多いんですね。

さっきも言いましたけど、1ヘクタール以下ということも含めて、道の駅なんかにも出されている農家も含めて、非常にやっぱり大変だと思うんですね。一番大事なのは、やっぱり小規模でも新しく就農しようという意欲が湧けるかどうか、ここが鍵だと思うんですね。そこに十分に留意した議論、部内で図ってほしいと。そうしないと、荒廃地、この間ずっと増え続けている実態があります。もちろん鳥獣害対策との関係もあるかと思いますが、実を言うと集約もうまく——うまくいってないという言い方、適切かどうか分かんないですけど、あまり計画どおりいってないということも含めてあるわけですね。

そういう意味で、生産意欲自体をやっぱり失うようなことが現実に今起きてるということをやっぱり十分留意した上で、全体的に行き渡れるような施策をつくっていただきたいというのが私の一番大事なことです。そういう意味では、水田活用直接支払交付金のはしごを外す話は最も最たる話だなというふうに、実を言うと思っているんですね。これはひどいなというふうには思っている。

減反のための政策として、ずっとこの間、協力をしてきたことに対して、何というか、もういいよと。要は水田のほうの販売額は高いわけですけども、それでも麦、大豆にしていたという経過があるところも含めてあるわけじゃないですか。それは労力の問題も含めてあるだろうと

思うんですね。そういったところを急に、5年間の猶予を与えと言いながら外していこうというふうにしていること自体も、昔から農政は猫の目行政と言われていましたけれども、ひどいものだなと私は思っています。

そういう意味でも、実際に、これちょっと質問ですけども、戦略作物、今、直接支払交付金の対象となっているところで、連作としてずっと大豆とか麦をやられているところって、件数はどのくらいあるんですか。私は、そこまでちょっと調べきれてないんで、分かっていたら教えてほしいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 今回ですね、そういった5年のうちに稲作を1回やりなさいということですけども、令和4年度を基準に、過去、平成30年から令和4年まで。今回の対象で一番影響を受けるのが大豆になりますけれども、その5年間で大豆の面積が、今ですね、もともと大豆、始めた頃につきましては、大体160ヘクタールぐらいでしたけれども、いろいろライスセンターの整備とか推進してきた関係で、令和4年度、220ヘクタールほど計画されています。実際に、そのうち約30ヘクタールが5年間継続してきた部分になります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味で、それでも220の30ヘクタールといたら、結構高い比率ですね。そういう意味で、そういったところへの救済をどうするか。丁寧に話をし、5年に一遍の水田で、また改めて協力してもらうのか。

しかし、そこは土地柄的にそうはならないよ。これ水利の問題もあるわけですよ。水を引かなかったわけなので、それを改めて水の水利になると、それなりにまた水利の費用もかかってくるわけじゃないですか。そういったところもきちんと丁寧にしていかないと、行政として、うきは市は農業を基幹産業と言っています。この基幹産業という意味は、裾野が広いという意味だと思うんです、私は。観光にも使ってる、うきはのテロワールと言われてね、ずっとやってきているわけですよ。そういったところ、やっぱりきちんとうきは市として農業をされている人を大事に見ていくということも大事だと思いますので、その辺についても具体的にやっぱり検討してほしいなというふうに思います。

これは、まだまだ今年を、令和4年を出発点として5年間を見ていくということになりますので、生産者との関係で農林振興課が窓口になるのかとは思いますが、あるいは農林振興課における協議会がそもそもありますので、そこをベースにしていくのかということも含めて、十分に関係各位と協議してほしいというふうに強く求めたいと思います。

それから、みどりの食料システム戦略ですけど、今、市長答弁の中でもおっしゃっていたんですけども、新しいイノベーションということで、実を言うとなつているんですけど、実はこの発端が国連のSDGsの「家族農業の10年」という計画があります。それをベースにしてきた経過が、実を言うと本来はあるんですよ。いわゆる小規模や家庭農業を重視する視点が、実を言うと抜けているというか。ドローンをやりましょうとか、確かに今回予算化されている苗床のあれをプラスチックじゃない素材にしていくという話も、それはそれで大事ですよ。ですけど、そういったのが基軸になっていないというのが実を言うとあるんですね。

片や一方では、有機農法について、減農薬も含めて推進していこうという話はあることはあるんですけど、そこが実を言うとメインに出てこない。要は、大規模経営、人・農地プランで集約化ずっとこの間してきたわけですよ。集約化してきているんですけど、そこは大規模化して、農薬も機械も何も入れてやってきたけれど、実際にその地域の農業は活性化されているかという、必ずしもそうじゃない。それは何でかと言ったら、やっぱり新規就農や、うきは市もやってるけど、半農半Xも含めてやっているわけですよ。いわゆる個人経営をきちんと守っていこう、そういった農業をしていこうという視点も含めてあるわけですよ。

そういう意味で、今度、みどりの戦略というのは、選択肢がいろいろあるから、たまたまうきは市はそういった選択肢されていますけども、ぜひ手を出さないでほしいのは、大規模の農家にドローンをやろうとか、あるいはロボットかバイオとかって、極端な話でやると遺伝子組み換え、ゲノムも入っているわけですよ。そういったことはやらないでほしいというのが、私の言いたかったことなんです。要は、半農半Xでも生計ができるような新たな農業の構築を、ここではきちんと継続可能な農業経営を進めるんだという視点を持って、この戦略に取り組んでほしいということ要望したいというふうに思っています。

ちょっと、あまりたくさん言い過ぎて申し訳ないんですけど、市長の考え方があったらちょっと、みどりの戦略に対する考え方があったら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、農林水産省が今年の5月に、「みどりの食料システム戦略」を策定いたしました。この背景は、その前の年に政府がカーボンニュートラル宣言を出したことを受けての話であります。幾つも項目があるんですが、その中で有機農業、この取組の面積を何と25%、100ヘクタールまで拡大しようという、もう信じられないような計画が出て、今、我々もその方向性に沿って、副市長以下、精力的に取組をさせていただいております。

それに加えて、ロシアのウクライナ侵攻もあって、例えば先日の新聞見出しで「高騰する化学肥料、この有機農業に期待」ということであります。まさに、SDGs、脱炭素化、それに加えて今回のウクライナという問題で、この有機農業がすごく光が当たっておりますので、議員

の御指摘なんかもしっかり踏まえて、今後いろいろ検討しながら、地方創生の臨時交付金、上限額頂いていますので、その範囲内でしっかり支援の方策について考えていきたいなど、このように思っています。

もともと、冒頭おっしゃっていた肥料の支援の仕方ですね、先々月、国が総合緊急対策を出したときには、そこまではですね、もう肥料が高騰していましたので、どの時点で支援をするのか、国が支援するのかというのが、ガソリンの高騰については、もう元売のところ支援しますから、消費者は支援後の、要するに安い価格でガソリンを入れることができる。何かそういう仕組みが、この肥料についてもできないかと相当期待していたんですが、どうもそうじゃなくて、県に下ろされて、県が今、検討されている案件については、どうも農家を単位に支援をするということになってくるのではないかと思います。そうしますと、どういう方に支援するのか、あるいは支援の幅が高騰前との価格差だけで収めるのか、いろんなことが今から議論されてきますので、そこをまず、県の支援をしっかり押さえて、それから漏れたところをどう独自にうきは市が支援するのか、しっかり考えていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて最後に、うきは市の農業規模、先ほど言いましたように小さいです。小さい農家がたくさんあることが構造改革の遅れと言われてきたんですけども、改めて中小規模や家族経営、半農半Xなど、コミュニティーがきちんと形成される、農地を維持することでそういった政策を着実に進めてほしいということを改めて申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終了いたしました。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩といたします。15時より再開します。

午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

## 日程第2. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 続きまして、日程第2、議案の質疑を行います。

議案第39号うきは市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課の大石です。よろしくお願いいたします。

議案書7ページをお開きください。

議案第39号うきは市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和4年6月10日。うきは市長高木典雄。

次のページをお開きください。

今回の改正は、市税の納付方法について3つの市税をまとめて徴収する集合税方式について定めた条例を廃止するものです。集合税方式とは、住民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を計算し、それぞれ10期に分けたものを納期ごとに1枚の納付書で納めていただくものです。令和5年度から、この集合方式をやめ、各税目ごとに支払う単税方式に変更するためのものです。

今回、この単税方式に変更する理由について御説明いたします。

まず1つ目が、全国の自治体が共同で運営する共通納税システムに対応するためです。共通納税システムとは、地方税の手続などをインターネットを利用し電子的に行うシステムです。このシステムを利用しますと、うきは市の税金が全国の金融機関、ネットバンキング、各種キャッシュレスサービス及びクレジットカードでの納税が可能となります。令和5年度から、この対象に固定資産税などが追加されることが国において決まっております。それを受け、県内全ての自治体がこのシステムに対応する予定となっております。本市におきましても、このタイミングで集合税方式から単税方式に変更した上で、このシステムに対応したいと考えております。

もう一つの理由は、国が進める地方公共団体の情報システムの標準化への対応のためです。国は、各自治体のシステム改修への負担軽減や国が進める住民サービス推進を目的とし、各自治体が使用する事務処理システムの仕様の統一を図ろうとしています。各自治体は、令和7年度までにこの標準化に対応するよう求められております。税につきましても、この標準化の対象です。このことから今回の改正を行いたいと考えております。

続きまして、附則を御覧ください。

附則の第1項では、施行日を令和5年4月1日と規定しています。令和5年度から実施したいという意味です。

第2項を御覧ください。

これは、実は附則で国民健康保険税条例の改正を改正する手段の1つです。単税方式にした後、国民健康保険税の納期を10期とするため、ここで国民健康保険税条例を改正するものです。新旧対照表の2ページを御覧いただけますでしょうか。

国民健康保険税は、世帯単位の課税となっております。そのため年税額が大きくなりがちであり、また世帯員の異動等により年間を通じ税額の変更が生じやすいことになっております。その

ため、現在の集合税のときと同じ10期のままにしたほうが税額の変更後に細やかな対応が可能となるために、今回同時に改正するものです。

なお、固定資産税及び住民税の納期は、地方税法に準拠し4期とし、この2つの税の納期が重ならないように配置しております。今回この改正は、長年親しんできました集合税方式を単税方式に切り替える変更となります。議決されましたら、広報・周知を行うと同時に丁寧な説明及び相談対応を行い、混乱が生じないようにしてまいります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○委員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

今、周知につきましては、広報うきはなりホームページということでしたが、今の説明で私たちは全協で1回受けて、また今回説明を受けたわけですけれども。あと、周知について何か工夫されている分があれば教えていただきたい。

それから2点目が、この集合税を単税式にすることに係る経費はどのようなものがどのくらいかかるのか。あるいは、今回の補正予算で上がっているのかどうか。

以上、2点確認します。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず、周知の方法ですが、議決をいただきましたら、まずは市広報誌の7月1日号及びホームページで、このように変わりますというお知らせをしていきたいと思っています。その後、定期的に細かい周知が必要になってまいります。例えば、そのことにおいてどういうふうな納税の仕方が変わっていくのかとか、今、口座引きをしているものをどう扱っていけばいいのか、そういったものを1回目はまず簡単な変わるという周知ですけども、2回目以降はそういうQ&A方式ですとか具体的な手続の御説明とかを2弾、3弾と打っていきたいと思っています。また、当初課税にはチラシを入れるなり、納税カレンダーのようなものを広報誌に載せたり、そういったことを段階的に、定期的に周知をしていこうと思っています。

続きまして予算ですけれども、これに関しましては、今、当初予算でお上げしております単税化及びQRコードの記載のためのシステム改修の予算をもう上げさせていただいております。予算としましては521万4,000円の予算、これがシステム改修、単税化の改修及び共通納税に対応するQRコード印刷のためのシステム改修。合わせて521万4,000円の予算を、当初予算で上げさせていただいております。制度が変わったことによる印刷製本費とか郵送代の費目に関しましては、来年度の予算で手当てをすることを考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○委員（7番 竹永 茂美君） 1点目に係る件ですが、口座引き落としということの説明がありました。これに関して納税者、いわゆる市民の負担が増えるということはあるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） いいえ、負担はございません。今現在は、集合税セットで口座を選んでいただいております。これは、そのまま単税化になったとしても引き継いでまいります。ただ、来年度からは税目ごとに、その口座を選んだり、口座をしないを選んだりということは可能になりますので、そういったお知らせをしたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

補正予算書の1ページでございます。

議案第35号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億5,498万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。  
令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

今回大きく3点の補正予算を計上いたしております。

まず1点目は、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得



者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、これが4,714万6,000円並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,617万2,000円を計上いたしております。

2点目は、4回目の新型コロナウイルスワクチンの接種費用として3,496万2,000円を計上いたしております。

最後に3点目になりますが、これは歳出全般に係る分でございます。今回、世界的なエネルギー価格高騰の影響で新電力会社が事業から撤退をいたしまして、うきは市のほうでも供給事業者を切り替えたことに伴い電気料の増額が必要となっております。その分が一般会計分として6,041万2,000円を計上いたしております。

これにつきまして若干補足がございます。この新電力につきましては、昨年の10月に電力入札でうきは市のほうと契約をいたしておりましたが、その新電力の事業者のほうで、最近のエネルギー価格の高騰等の影響で新電力事業から4月いっぱい事業から撤退をするという連絡がございます。急遽、契約相手先を——最終的に九州電力のほうにお願いをして契約が変更となりました。その分で、これまでの入札価格より価格が上昇したことによる増額分として、先ほどの6,041万2,000円を今回計上させていただきます。

なお、今回この契約解除となったことに伴いまして、市として相手の株式会社ウエスト電力のほうに損害賠償の請求をしております。金額としましては、契約が1月から12月までの契約になっておりまして、4月分までは契約どおり履行されておりますので、5月から12月までの見込額として約4,600万円の請求をしているところでございます。

続いて、また補正予算書の6ページのほうをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。今回、9款1項の消防ポンプ自動車購入費2,750万円を繰越しするものでございます。昨年度の本部分団のタンク車購入に続きまして、今年度は第6分団のタンク車の購入を予定しておりましたが、昨今の半導体不足等により年度内の導入が困難であるため、繰越明許費を設定するものでございます。

続いて、第3表債務負担行為補正でございます。2件、追加をいたします。

1件目が、久留米・うきは工業用地公共施設整備費負担金でございます。福岡県企業局が実施する造成工事について、令和4年度に完了の予定でございましたが、工事の進捗に遅れが出ておりまして協定書を変更する必要があるため、期間は令和4年度から令和5年度まで。限度額は、全体工事完了後の確定精算金相当額とするものでございます。なお、令和4年度は負担金は発生いたしません。細目協定書を変更するため、期間の開始年度は令和4年度からとなっております。

2件目は、総合体育館アリーナの指定管理料でございます。現在、コナミスポーツ株式会社——契約上はコナミスポーツ・イオンディライトグループになっております。代表企業として

コナミスポーツ株式会社になっておりますが、指定管理を行っておりますが、本年度末の指定管理満了に伴い、令和5年度から5年間の指定管理を行うものでございます。なお、本年度中に指定管理者の選定及び契約を行うことから、期間の開始年度は令和4年度。限度額は2億4,645万円となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 最後に説明のあった債務負担行為の総合体育館指定管理料ということで、今回、資料を頂いたので、ちょっと値上げをするというような説明があったと思うんですが。コロナ禍でアリーナのほうの利用客が減ってということで、指定管理料を一部上乘せするというような説明を受けとったと思うんですが。今後、この指定管理というのは、このアリーナだけがそのコロナ禍の対象になるのか、ほかのどこやらって、そういった指定管理って幾つもあると思うんですけど、そういったところはないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ちょっと質問、私が取り違えているのかもしれませんが、今回この総合体育館の分を上げているのは、今回切替えになるのがここだけということで計上しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回、切替えということで上がっていると思うんですが、その中の説明で、コロナ禍で何か、何というんですかね、お客が減少によってから少し増額するというような説明があったと思うんですけど、ちょっと違うんですかね、僕の。そうすると、そのアリーナだけじゃないんやなかろうかという思いがあったものでですね。今回は、たまたまそのアリーナが指定管理の期限があるから債務負担行為補正で上がっていると思うんですけど、そういった説明の折に、コロナによる、何やったんですかね、増加額みたいな説明があったと思うんですけど。コロナによってお客が減少したもので、そういったのも加味してから予算を組みますというような話だったと思うんですけど。そうすると、そのアリーナ以外の指定管理をされているところには、そういったのは手だてはないのか。ちょっとずれているかもしれませんが、そういった検討はされていないのか伺いたいということで質問したところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課の山崎と申します。

まず、アリーナの指定管理が、平成30年からの5年間の期間で指定管理しておりましたのが

今年度で終わるということで6月にちょっと上げさせてもらったものになります。今回250万円ほど限度額のほうを上げさせていただいておりますけれども、まず人件費の高騰と電気料の高騰というのが主な理由になります。それで、うちのほうで積算したところ887万円ほど支出増加が見込まれますけれども、現在、コロナ禍で利用者が減少しておりますが、今後の回復を見込んだところで250万円の増額というふうな計算をさせていただいたところになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員がおっしゃるとおり、この資料に、コロナの影響で利用者が云々というふうに上がっていますので、この記述が必要なくて、この期限が切れるという説明であれば、もうそういうことだったんだと思いますんでね。（発言する者あり）いや、それは1つでしょう。（発言する者あり）はい。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ちょっと間接的な質問でしたから、このアリーナだけじゃなくてですね、ほかにはないのですかって私は聞いているんですけど。何ですかね、具体的に言うと、飲食業やらもそうだと思うんですよ。あそこ、商家やらちゅうとは飲食業やないですか。これもコロナでお客が減ってるんやないですかねって。そういったところに上乗せやらってというのは、今回ののはたまたま契約の中でそういったのも見越して上乗せをするという説明を受けたもんだから。確かに説明は、人件費と何とかって。その上には、もうコロナで減少しちよるき、そげなんとを加味してというような書き方をされとったから、ほかにはないのかという質問でございます。今後、その対応することがあるのかを質問させてもらったところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） もう理解はいたしましたですね。ただ、この資料が、今、組坂議員がおっしゃるような内容に取れますので、その辺を注意しとってください。よろしいですかね。

ほかございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 2点、お尋ねします。

1つは、前回から、平成30年から5年ということになっています。債務負担行為ということになっているんですけど、詳細については250万円ということ、数字出されていますけども、前回、30年度に上がったときには、人件費も電気料、委託料もあったかな、忘れたけど、前年度より380万円ぐらい上がってたんですね、382万円かな。で、今回は250万円と。昨今の電力需要との関係も含めてですけど、そのレベルで、さっき説明があって今後も見込むということだろうと思うんですけど、それで果たして大丈夫なのかというのが1つなのと。

その電力料ですけど、先ほど全体の6,449万2,000円とは契約先が違うということ、要するに200ボルトの高圧じゃないということなのか、ちょっとその確認だけです。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 稜君） 先ほどの質問なんですけれども、まずもって、前回はかなりそのくらいの金額、限度額のほうを上げさせていただいております。今回も、この限度額を考えるに当たっては、ある程度、現指定管理者のほうにも聞き取りを行いながら限度額のほうは定めてまいりました。積算につきましては、うちのほうでしたんですけれども、あくまで参考という形では、この中に収まるだろうという見込みでうちのほうは設定させていただいております。

また、電力の問題なんですけれども、今回、補正予算で上げていただいているのは、市一括の電力入札をやった分なんですけれども、アリーナにつきましては独自で契約しておりますので、そのウエストからの変更というのはございません。もうそのまま九電への契約という形になっております。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関しての総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

私から、人件費の補正について説明させていただきます。お手元資料30ページを御覧ください。給与費明細書でございます。

一般職で会計年度任用職員につきまして、報酬が222万7,000円の増額、共済費が37万5,000円の増額、合計で260万2,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症に関連しまして4回目のワクチン接種が決定したことで、4款1項2目予防費においてワクチン接種に関連する会計年度任用職員の雇用を延長するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、歳出、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は、所管を述べ、順次説明願います。まず、総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算書の18ページを御覧ください。

2款1項5目庁舎管理費でございます。10節需用費につきまして、光熱水費785万3,000円を計上させていただいておりますが、このうち592万5,000円につきましては、総務課が管理しております吉井本庁舎及び西別館のうち、ふれあい荘に係る電気料に関する増額分でございます。先ほどの話にもございました、今般の電気料金上昇に伴い補正をお願いするものでございます。

以上です。

○浮羽市民課長（佐藤 重信君） 浮羽市民課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。  
同じく18ページをお願いいたします。

2款1項5目庁舎管理費、補正額785万3,000円のうち192万8,000円の増額補正でございます。こちら、今般の電力高騰によるものでございます。内訳としましては、10節の光熱水費、こちらは、うきは市民センターの2階部分の電気料分を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 2款1項8目、ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金、補正額1,060万。ラグビータウンプロジェクトに対する企業版ふるさと納税として、令和3年度に2社から合計1,060万円の寄附を頂きました。この寄附金につきましては、昨年12月議会で、ふるさと・まごころ基金条例を改正して、同基金に積立てをしておりました。今回、この1,060万円を取り崩しまして、地域密着型ラグビーチーム「ルリーロ福岡」の活動費に対して補助をするものでございます。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしくお願いいたします。

2款1項14目地域コミュニティ推進費です。12節委託料108万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、先ほどからございます電力価格高騰に伴いますコミュニティセンター指定管理料の中に含まれております電気代相当分の増額補正になります。内訳といたしまして、御幸自治協議会が管理しております御幸コミュニティセンターの指定管理料分が83万1,000円、吉井自治協議会が管理していますり色ふるさと館の指定管理料が25万7,000円の増額となっております。

続きまして、17節備品購入費314万円を計上しております。こちらにつきましては、一般財団法人自治総合センターによります宝くじ社会貢献広報事業によるもので、コミュニティ助成事業備品購入費といたしまして、一般コミュニティ助成事業に申請しておりました補助上限額250万円が認められたものです。今年度につきましては、吉井地区の自治協議会管内の公民館等に椅子・テーブル・音響設備等の備品を整備し、コミュニティ活動の維持、活性化を図ることとしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。福

祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。よろしく申し上げます。

19ページを御覧ください。

4目社会福祉施設費258万9,000円の増額でございます。電力事業者の変更に伴い、ふれあい荘分の電気料で、光熱水費57万5,000円。総合福祉センター分の電気料は指定管理料で201万4,000円を増額するものでございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

8目介護保険対策費でございます。18節負担金、補助及び交付金537万6,000円の増額補正で、全額、県の補助となります。地域密着型施設等整備費補助金で、介護施設等の大規模修繕の際に合わせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業となります。対象施設は、筑後川温泉病院介護医療院で、屋根排水等の大規模修繕に合わせて、病院内にあります介護医療院、3階になりますが、16入所定員に見守り機能がある1定員当たり33万6,000円の16定員分となります。県から昨年の9月末に、今年度の所要額見込み調査があり、令和4年4月に内示があったため6月補正でお願いするものでございます。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 続いて、12目臨時給付金事業費3,617万2,000円の増額です。全額国庫補助金となります。4月26日に発表されました国の経済対策事業の1つとして、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度の住民税非課税世帯等に、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。事務費として、10節需用費8万2,000円、11節役務費13万3,000円、12節委託料95万7,000円、事業費として負担金、補助及び交付金3,500万円です。350世帯を見込んでおります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 20ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費5,804万8,000円の増額でございます。こちらも4月26日に発表された国の経済対策事業の1つとして、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人当たり5万円給付するものでござい

ます。対象者と人数の見込みは、独り親世帯で500名、その他の低所得の子育て世帯で400名を予定しております。事務費としまして、10節需用費6万9,000円、11節役務費14万円、12節委託料193万7,000円、18節負担金、補助及び交付金4,500万円でございます。

22節償還金、利子及び割引料1,090万2,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金事業の返還金でございます。この返還金につきましては、令和3年12月から令和4年1月にかけて先行給付金、追加給付金として、合計10万円を18歳以下の子供のいる世帯に支給を行ったものでございます。実績報告を行い、残額を返還するものでございます。

9目放課後児童対策費56万7,000円の増額でございます。令和3年度に江南学童保育所の新築工事を行いました。これにつきましては、鉄骨等資材価格の高騰により、9月議会で1,000万円の補正を行いました。最終的にフェンス設置工事部分が予算不足で実施できませんでした。フェンスにつきましては、防犯上、また、児童の安全確保のため速やかに設置したいと考えて今回計上をしております。

10目地域子育て支援費85万8,000円の増額でございます。14節工事請負費の増額でございますが、子ども・若者未来応援センターについて、シロアリが発生していることが分かりましたので駆除工事を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、子育て世帯生活支援特別給付金、低所得ひとり親世帯分の給付金ですけど、独り親というか、別居されて子供を育てている親というと、これ独り親にならないと思うんですけど。生活上は、もう、1人で育てているような、そういった人からの相談やらってないのか。ちょっと実際にいるって思うんですけど、そういった方からの相談、あるいはそういった方への手だて等は考えられているのか、そういった対応をされているのか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 別居の方の分につきましては、ちょっと今、手持ちがないんですけども。12月、1月、今回、返還金で行ってございました事業につきましても、同様の独り親に準じると考えられる世帯につきましては、離婚するまでの間の分とか、そういう部分につきましては対象にしていた部分がございます。その分につきましては、ちょっと詳細を確認して、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 多分に、実際にいるんじゃないかならうかと思っております。この特別給付金、生活支援の特別給付金でございますから、そういった方々に手だてをするのが給付金事業だろうと思っておりますので、もしそういった人たちも役所のほうに相談ができるような形で、何かの手だてというのは御検討していただければと、要望でございます。よろしく願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと確認です。9目の学童保育ですけれども、運営費補助金、諸物価、この間ずっと電気代も含めて上がっていると思うんですけども、運営費補助金が増額されるとか、そういったことについては何か情報が入っているかどうか確認したいのと。

それとちょっと私、聞き漏らしましたけど、10目のところの施設改修工事費、これはどこかちよっともう一回確認、お話しいただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 学童保育所の運営費補助につきましての額の改定につきましては、まだ情報が来ておりませんが、例年9月補正で対応を、物価値上げ分を例年しておりますので、その中で対応されるのではないかと考えているところでございます。

10目の工事請負費の場所につきましては、子ども未来応援センター。もともとは介護保険のうきは・大刀洗事務所でございました。その後、吉井自治協が入ったり商工会が入ったりした建物でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 20ページですけど、この22節、返還金が大分出ていますが、これはもう最初から多めに見積もったちゅうことですかね。それで出たと。

それで、今、8番議員から質問がありました10目、この施設はシロアリ駆除ということですが、築何年で何平米あるのか。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 22節の返還金でございます。かなり多めに組んでいたところでございます。交付決定を受けましたのが2億2,065万円でございます。実績としまして2億1,530万5,000円。すみません、この分が先行給付金で534万5,000円、同額が追加給付金で返還が出ております。児童数として4,413名を見込んでおりました。実際、支給したのが4,307名となっております。

子ども未来応援センター「こころん」につきましての面積と築年数ですが、すみません、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。21ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費3,496万2,000円の補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費で、全額、国の負担となります。令和4年度の当初予算は、3回目の集団接種においては5月を完了見込みとして4月、5月の2か月分に係る経費を、個別接種におきましては4月から7月末までの4か月分に係る経費としておりました。今回の補正は、令和4年9月末までの新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施するための経費をお願いするものでございます。

1節報酬222万7,000円、4節共済費37万5,000円、8節旅費6万4,000円の増額補正でございますが、先ほどの御説明のとおり、当初予算では7月までとしておりましたので、4回目接種対応に不足する8月と9月の2か月間の予約班のコールセンター6人と接種班の会計年度職員2名の報酬、共済費、通勤手当をお願いするものでございます。

7節報償費の304万8,000円につきましては、7月、8月の2か月間、5レーンで29クルの4回目の集団接種に必要な接種補助、予診票整理、待機観察の看護師の謝礼でございます。

10節需用費65万円、集団接種会場等の電気料となります。

11節役務費26万4,000円につきましては、国保連合会へ支払う事務手数料でございます。国保連合会が市外の医療機関で接種された方の取りまとめを行い、市に請求を行っていただいている分として、7月、8月の2か月を支払うものでございます。

12節委託料2,704万4,000円、保健情報システム改修委託料の57万2,000円につきましては、4回目接種に伴うシステム改修費用でございます。2行目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料の1,636万4,000円につきましては、浮羽医師会への集団接種業務委託料と各医療機関への個別接種の委託料となります。3行目の新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料169万1,000円は、接種会場の設営や撤去、誘導業務となります。4行目の新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料の841万7,000円は、予約システムの管理運用業務でございます。

13節使用料及び賃借料129万円のうち電子複写機借上料等9万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室に配置しているものでございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種会場用機材借上料120万円は、集団接種会場に必要な消毒液と物品の借上料で

ございます。

3目健康増進対策費220万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者となった、社会機能を維持するために必要な事業に従事する保育所・学校職員など、市の職員に抗原定性検査キットを用いて検査を行い、陰性の確認を行った上で職場に早期に復帰できる体制を整えるものです。積算としまして2,200円の1,000個を予定しております。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課でございます。

4目環境衛生費10万4,000円の増額でございます。8節旅費、費用弁償の10万4,000円増額でございます。会計年度任用職員の異動に伴います通勤手当に係る費用弁償の増額でございます。

続きまして、5目火葬場費259万5,000円の増額でございます。10節需用費、光熱水費でございます。浄光苑の電気料の契約切替えに伴います増額でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 5目の火葬場費、今、電気料の値上げということで説明がありましたが、これ燃料代はここに上がってないのですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 当初予算におきましては、若干そういった値上げ部分も踏まえて上げておりましたが、燃料代につきましても単価のほうは上がっております。それも、今、現状では、予算は不足しておりませんので、精査をしまして、また必要な場合に補正を上げさせていただきますかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

22ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費188万7,000円です。14節工事請負費は、吉井町の中町駐車場改修工事で、路面の舗装を行うものです。中町駐車場は、地権者より土地を借り受けて商店街の駐車場として使用してまいりましたが、商店街の意向をもって借用を終了し、地権者に返却をするため、昨年度、公衆トイレの解体や街路灯の撤去などを行いました。しかし、路盤が想定

を超えて軟弱だったことから、アスファルトにゆがみが生じまして原状回復に至りませんでした。市としましては、原状回復して地権者に返却をすべく、舗装工事費を計上しております。

次に、3目観光費327万2,000円です。12節委託料の温泉・宿泊施設活性化事業委託料は、福岡県の宿泊税交付金を活用して市内旅館や宿泊施設へ旅行者を呼び込むものです。財源として、福岡県の宿泊税交付金が令和4年度に427万円と通知されたことに伴い、全額県支出金として当初予算額に追加をし事業を実施するものです。

事業の内容としましては、昨年度、うきは観光みらいづくり公社が観光庁の補助を受けてライトアップアートイベントを実施しました。今年度は市の委託事業として、同様のライトアップアートイベントを予定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願いたします。

予算書の23ページです。

8款5項1目公共下水道費、補正額500万円です。18節の負担金で、下水道事業会計のし尿処理施設広域化・共同化検討業務に係る負担金となります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 24ページをお願いいたします。

9款1項4目災害対策費です。17節備品購入費137万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、先ほどもございましたけども、一般財団法人自治総合センターによります宝くじ社会貢献広報事業の中の地域防災組織育成助成事業に申請しておりました補助額130万円が認められましたので、補正をしております。こちらの備品につきましては、災害時の避難所における停電対策といたしまして、防災蓄電池を5台購入する予定としております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、竹永議員。

○委員（7番 竹永 茂美君） この蓄電池の、もう少し機能を教えていただけますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 蓄電池の機能なんですけれども、想定といたしまして発電機みたいに大がかりなものではございません。私の想定といたしましては、スマホの充電。スマホの充電でいきますと15ポートございますので、一度に15台のスマホが約100台ぐらい充電できるようなものになっております。あとは、暗いところにスタンドとか、そういったような簡易的な充電を想定しております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

25ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費、10節需用費1,880万8,000円の増額で、電力事業者の変更による増額分として小学校7校分を計上しておるものでございます。

17節備品購入費50万円の増額でございます。こちらにつきましては、小児科医の豊田温様より、お子様の小学校の卒業に伴いまして、吉井小学校に対して50万円の寄附のお話をいただいたものでございます。学校としては備品購入に使わせていただく予定としておりまして、増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 26ページをお願いします。

10款3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費1,096万3,000円の増額で、こちらも電力事業者の変更による増額分として中学校2校分を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 10款4項1目社会教育総務費393万7,000円の増額になります。こちらは電力契約変更による、るり色ふるさと館の電気料増額に全てなるものです。なお、電気料等負担金として、介護保険広域連合から21万2,000円、吉井コミュニティセンターから25万7,000円を収入として計上しております。

次に、3目芸術文化振興費では455万2,000円を増額しております。内訳として、白壁ホールの電気料増額分221万1,000円、かわせみホールの電気料増額分234万1,000円になります。

次に、6目図書館費になります。こちらは409万6,000円の増額になります。こちらは、うきは市民センター1階の図書館部分及び3階部分の電気料増額によるものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 10款5項2目体育施設費になります。こちらは328万1,000円の増額になります。内訳として、浮羽体育センターの電気料増額分が174万1,000円、スポーツアイランドの電気料増額分が154万円になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 電気料、ほとんど今、補正の内容が電気料が主です。それで電気料は、会社が、契約しとったところが潰れて九電に戻ったと。九電に戻った場合は前の料金になったちゅうことですか。今まで逃げとったけん、高うなったんですか。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 電気関係も、ちょっとほかの部分も含めて共通いたしますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

今回、新電力から九州電力のほうに契約を変更させていただきましたけど、単価は電力入札が行われる前の水準とは違いまして、今の水準でございますので、単価的にはかなり上がった金額になっております。最終保障というのがセーフティネットであるんですけども、それよりか若干安い価格で何とか契約をさせてもらったところでございますが、今までの入札価格と比べると高額になっているから今回、補正をさせていただいたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） いや、高額になっとるちゅうか、もともとの九電やったでしょう。そして別の会社に替えとったわけですね、そこが安かったけ。それから、元の九電の料金には戻らんかったと。それ、どのぐらい高くなっちょるとですか、もともとからすると、九電の料金そのものは。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） もともとの九電が、以前の標準単価といいますけども、その1.2倍というのが最終保障供給ということになっております。それよりも若干低い水準ということでございます。現状は、その最終保障の1.2倍、九電の大手電力会社の標準価格の1.2倍、これを上回る、現在は電気の小売価格の状況になっておりまして、今、この逆転現象がちょっと起きているような状況でございます。今後の電気料金については、ちょっとそこら辺が読めない状況ではございますが、現状では何とか、12月までは最終保障の水準よりか低い金額で契約ができたということでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、13款予備費及び歳入につきましては、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 29ページでございます。

13款1項1目予備費2,046万1,000円の増額でございます。この件につきましては、以前、全協のほうで御説明いたしましたように、千草保育園の井戸がれに伴う工事費等、予備費から充当しておりましたので、今後に備えて今回、補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入のほうです。11ページにお戻りください。

14款1項1目総務使用料、補正額34万7,000円でございます。うきは市民センターに入っている商工会、農政局の電気料相当分として使用料を頂いている分でございます。

次に、12ページでございます。

15款1項2目保健衛生費負担金2,163万1,000円は、歳出4款1項2目に対する

10分の10の国庫負担金分となります。ワクチン接種の関係でございます。

次に、13ページでございます。

15款2項2目民生費国庫補助金は、1節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付補助金3,617万2,000円は、先ほどの3款1項12目に対する10分の10の国庫補助でございます。同様に、その下、4,714万6,000円は、3款2項1目に対する国庫補助。その下、1,333万1,000円については、4款1項2目に対するそれぞれの10分の10、国庫補助となっております。

続いて14ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金537万6,000円は、3款1項8目に対する、こちらも10分の10の県の補助金となります。

6目商工費県補助金327万2,000円の増額補正は、7款1項3目に対する県の宿泊税交付金となっております。

15ページ、18款1項2目指定寄附金は、先ほど説明にありました豊田小児科の豊田温様から、吉井小学校へ50万円の寄附を頂いた分でございます。10款2項1目の教科用具購入費に充当させてもらっております。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億1,160万円でございます。財政調整基金から一般財源分として1億100万円を繰入れするものでございます。当初予算で8億9,300万円繰入れを計上しておりましたので、今回の分と合わせまして9億9,400万円を繰入れすることとなります。ふるさと・まごころ基金については、歳出2款1項8目のラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金の財源として1,060万円繰入れを行うものでございます。

次に、17ページ、21款5項1目雑入490万9,000円でございます。内訳としましては、コミュニティ助成事業助成金が、これ2つに分かれておりまして、2款1項14目の分が250万円、9款1項4目分が130万円、合計380万円でございます。

その下、介護保険広域連合電気料等負担金は、10款4項1目の分になります。21万2,000円でございます。同様に、吉井コミュニティセンター電気料等負担金が25万7,000円。コミュニティ助成事業地区負担金は、2款1項14目の負担金で64万円となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

福祉事務所長、先ほどの説明を。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所でございます。

先ほど、伊藤議員から御質問がありました面積と築年数を報告いたします。

面積は300.24平米、建築は平成11年6月でございます。

併せて、組坂議員から申されました、別居された方についての部分でございますが、現在のところ国からの通知はないということでございます。手当が今のところないということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで議案第35号の質疑を終わります。

---

### 日程第3. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付されております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付してあります議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時17分散会

---